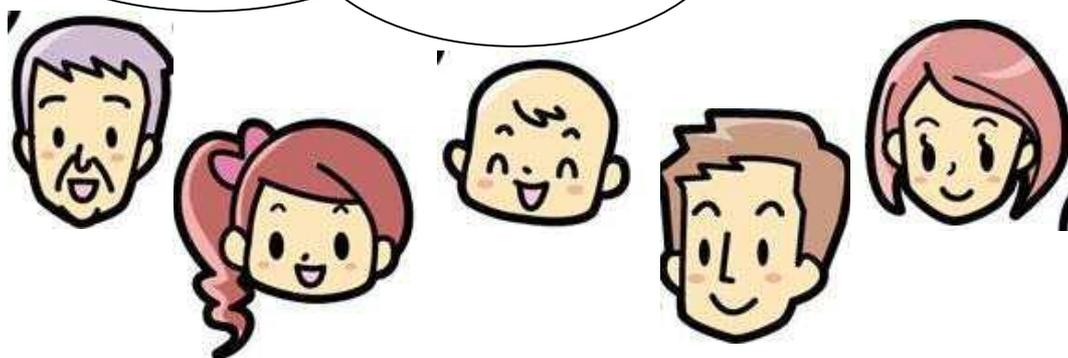




# 尼崎市避難行動要支援者 避難支援指針

(本編) (案)



平成29年3月

## 尼崎市



本指針に関する説明が必要な方は、市政出前講座をご活用ください。

(申し込み方法等詳細は、45ページQ&AのQ18をご覧ください。)

お問い合わせは、福祉課 (TEL : 06-6489-6348、FAX : 06-6489-6329、

E-MAIL : [ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp)) まで

## 【はじめに】

近年、集中豪雨や台風による風水害、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大規模な災害が発生しています。また平成23年3月には東北地方を中心とする東日本大震災、平成28年4月には熊本地震等が発生し、私たちの想像を超える大きな被害をもたらしました。

このような災害においては、犠牲者の多くを高齢者や障害者等の避難行動要支援者が占めており、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。（東日本大震災では、平成28年12月9日現在、死者15,893人、行方不明2,556人、65才以上の高齢者死亡率が約6割を占めています。）

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。また、実際に災害が発生した場合には、行政の対策「公助」には限界があることから、避難行動要支援者またはその家族による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要であることは先の災害から明らかになっています。そのため、「自助」、「共助」の強化を図り、市・消防・警察などの行政機関による救助や支援である「公助」の仕組みを整え、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれ最大限の機能を発揮するための体制づくりを進めていくことが重要となります。

本指針は、平成25年6月に改正された災害対策基本法に基づいて、尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりを進めていくための指針として策定しています。普段からの備え、そして地域での取組み等においてご活用ください。

# 目次

はじめに	1
目次	2～3
<b>第1章 策定にあたって</b>	<b>4～6</b>
1 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針策定にあたって	4
2 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の目的	4
3 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の位置づけ	4
4 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の災害対象	5～6
<b>第2章 要配慮者(災害時要援護者)・避難行動要支援者とは</b>	<b>7～10</b>
1 要配慮者(災害時要援護者)の範囲【定義】	7
2 避難行動要支援者の範囲【定義】	7
3 要配慮者(災害時要援護者)が必要とする支援	8～9
4 避難行動要支援者名簿	10
<b>第3章 要配慮者(災害時要援護者)支援に向けた基本的な考え方</b>	<b>11～12</b>
1 支援の基本的な考え方	11
1-1 避難支援の主な内容	11
1-2 避難所等での避難生活支援	12
<b>第4章 自助・共助・公助の役割と連携</b>	<b>13～16</b>
1 自助・共助・公助の推進による避難支援	13
2 各主体の主な役割	14～16
3 自助・共助・公助の連携	16
<b>第5章 要配慮者(災害時要援護者)の取組み(平常時の備えと災害時の対応)</b>	<b>17～20</b>
1 身近な人とのコミュニケーション	17
2 必需品、生活用品の確保	17
3 災害情報の入手手段等の確認	18
4 家屋の安全確保	19
5 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信	20
6 災害時の対応	20
<b>第6章 地域の取組み(平常時の備えと災害時の対応)</b>	<b>21～27</b>
1 要配慮者(災害時要援護者)の避難支援における地域力(共助)の必要性	21
2 地域における避難支援体制の確立に向けて	21～22
3 避難支援に向けた取組みのポイント	23
4 防災訓練等の実施	24
5 避難情報等の情報伝達	24～25
6 災害発生時における取組みのポイント	25～26
7 専門的かつ緊急性を要する人への支援	27
8 指定避難場所での支援	27
<b>第7章 尼崎市の取組み(平常時の備えと災害時の対応)</b>	<b>28～39</b>
1 尼崎市の取組み(平常時)	28～31
(1) 地域における要配慮者(災害時要援護者)への避難支援活動の促進	28

(2) 市保有情報に基づく要配慮者(災害時要援護者)情報の把握、管理	28
(3) 要配慮者(災害時要援護者)への情報伝達体制の整備	29
(4) 専門的かつ緊急性を要する人への対応	29
(5) 食料品、生活用品等の準備	29
(6) 医療的ニーズ等への対応	29
(7) 避難所の施設環境整備	29
(8) 福祉避難所等の確保	30
(9) 緊急入所等	30
(10) 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築	30～31
(10)-1 社会福祉施設との連携	30～31
(10)-2 介護事業者等との連携	31
(10)-3 相談体制や在宅サービス提供体制の構築	31
(11) 課題解決に向けた取組み	31
<b>2 尼崎市の取組み(災害発生時)</b>	<b>32～39</b>
(1) 災害・避難情報の提供	32
(2) 災害時の初期初動対応	32～35
(2)-1 安否確認、救出・救護、避難誘導の実施	32
(2)-2 社会福祉施設の被害状況等の把握	32
(2)-3 専門的かつ緊急性を要する人への対応	32
(2)-4 福祉避難所の開設	33～35
(3) 被災後の避難生活支援	36～38
(3)-1 要配慮者(災害時要援護者)の実態把握	36
(3)-2 被災後の生活関連情報の提供	36
(3)-3 医療機関、福祉避難所等への移送	36～37
(3)-4 要配慮者(災害時要援護者)に配慮した食事や生活用品の提供	37
(3)-5 要配慮者(災害時要援護者)の相談窓口の設置	37
(3)-6 医療、保健・福祉サービスの提供	37～38
(3)-7 在宅の要配慮者(災害時要援護者)への支援	38
(4) 要配慮者(災害時要援護者)に考慮した応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援	38～39
(4)-1 応急仮設住宅の整備	38
(4)-2 応急仮設住宅・公営住宅の優先入居	38
(4)-3 見守り活動の実施	38
(4)-4 緊急に通報できる仕組みの整備	39
<b>おわりに</b>	<b>39</b>
語句の説明	40～42
避難支援 Q&A	43～45
避難場所一覧	46～47
その他(各種様式等資料)	

# 第1章 策定にあたって

## 1 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針策定にあたって

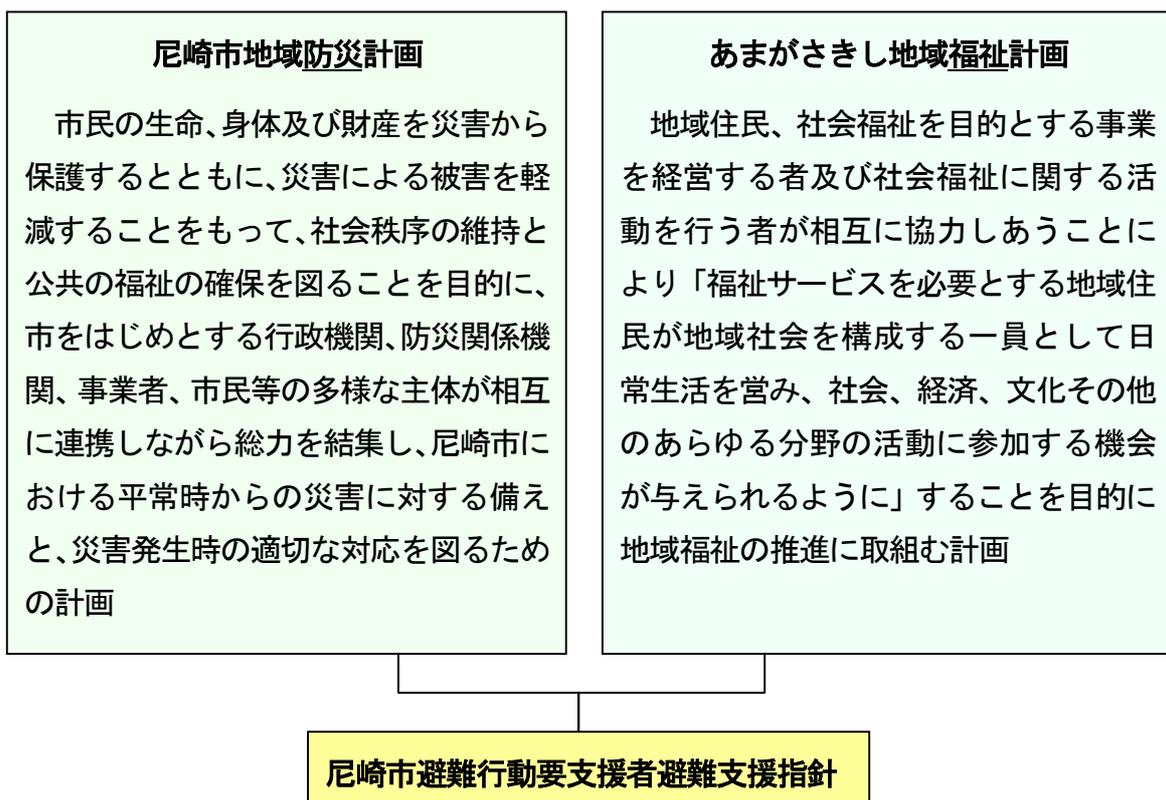
尼崎市ではこれまでに、「尼崎市地域防災計画」の主に要配慮者(災害時要援護者)への対策・対応を踏まえ、平成21年10月に「災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。この「災害時要援護者支援マニュアル」において尼崎市における要配慮者(災害時要援護者)支援の全体的な方向性を示していましたが、平成25年6月災害対策基本法改正を踏まえ、マニュアルの全体的な見直しを行い、より幅広く情報を記載した「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を策定するに至りました。

## 2 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の目的

「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」は行政が行う「公助」とともに、避難行動要支援者またはその家族による「自助」及び、地域による「共助」を基本とし、風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備などのほか、尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導等の支援体制を整備することを目的としています。

## 3 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の位置づけ

本指針は、「尼崎市地域防災計画」と「あまがさきし地域福祉計画」を基に、地域における体制づくりなどの取組みを具体化していくための指針となります。



## 4 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針の災害対象

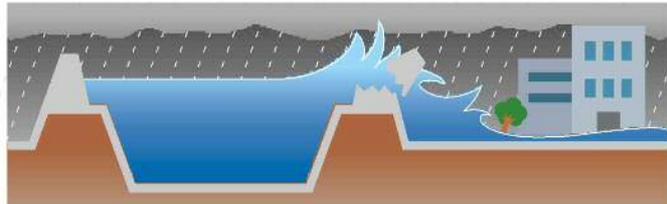
本市においても南海トラフ巨大地震・津波、台風や大雨等による猪名川・藻川及び武庫川の決壊、溢水等による洪水被害などが懸念されることから、**対象地域は尼崎市全域**とします。

### 【尼崎市で想定される主な災害】

#### ・風水害(洪水、内水氾濫、高潮)

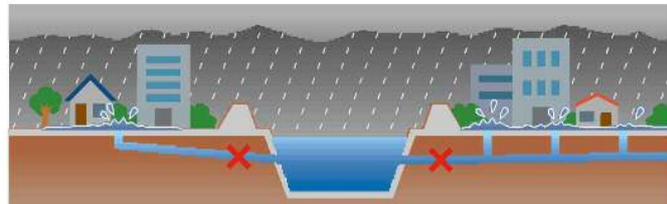
##### 洪水(外水氾濫)とは

大雨により河川の堤防が壊れたり、堤防から水が溢れたりして発生する浸水です。



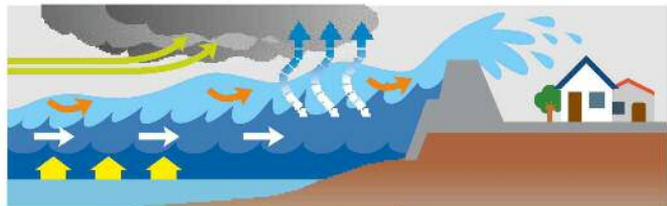
##### 内水氾濫とは

大雨によりまちの排水が追いつかず、下水管や用水路などがあふれたり、河川の増水や高潮によって排水ができずに発生する浸水です。



##### 高潮とは

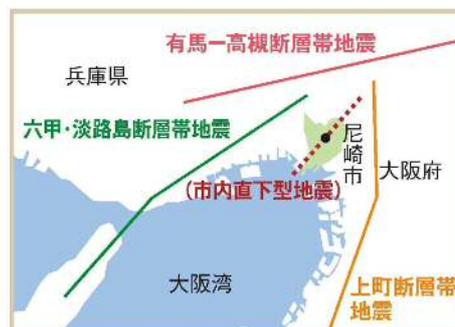
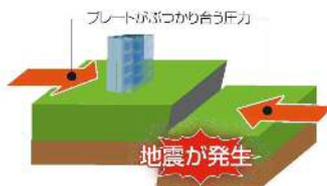
台風の到来などで、風が強く、気圧が低くなるときに潮位が高くなる現象です。長時間にわたって異常に高い潮位が続き、防潮堤をこえたり防潮堤を壊して海の水が入ると、浸水が発生します。



#### ・地震(活断層型、海溝型)

##### 活断層地震

揺れの周期は短時間ですが、震源が浅いと震度が強くなる傾向にある地震。



市に大きな影響をおよぼす地震

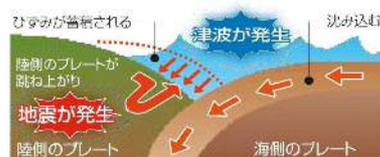
- 六甲・淡路島断層帯地震
- 有馬・高槻断層帯地震
- 上町断層帯地震

仮想地震

- 市内直下型地震

##### 海溝型地震

ゆっくり、大きく、長時間揺れ、柔らかい地盤に立つ高層の建築物が被害を受けやすい地震。(津波も同時発生)

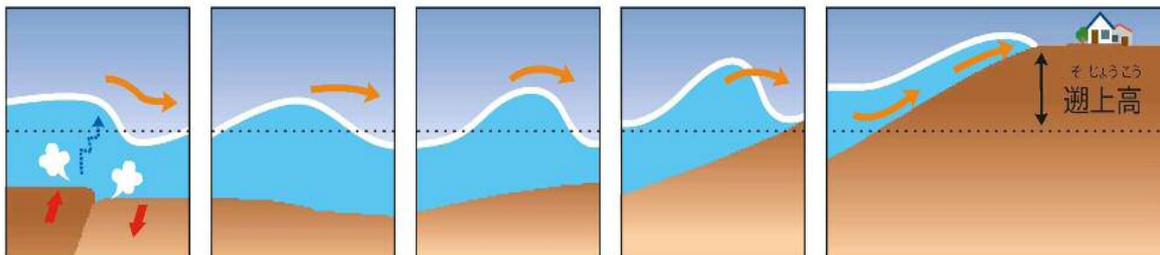


市に大きな影響をおよぼす地震

- 南海トラフで発生する地震

**津波(南海トラフ巨大地震発生後、想定高4メートル、117分で第1波が到達)**

海底で起きた地震が原因で、海水が陸地に押し寄せる現象を津波といいます。海外での地震で発生した津波が、市にも到達することがあります。また、南海トラフでの地震は近い将来発生が予測されており、発生する津波では甚大な被害が想定されています。地震発生後は、津波の情報に注意しましょう。



地震による海底面の隆起沈降が、海水の上下変動を起こす。

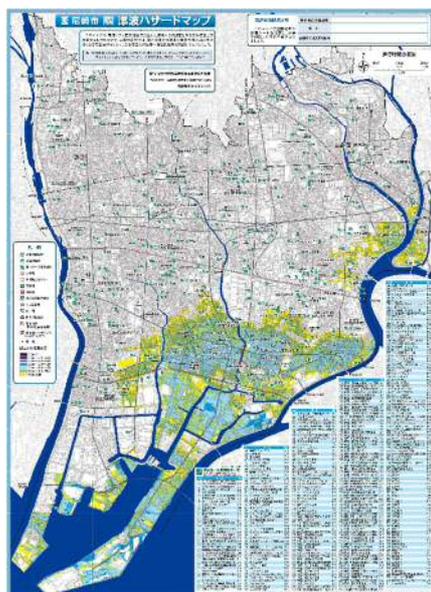
波となって四方に伝わる。

水深が浅くなるに従って波が高くなる。

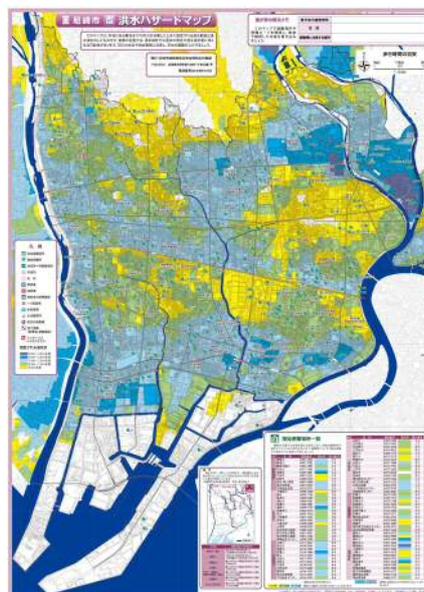
さらに海底の地形の影響で波が高くなる。

陸上へ打ち上げる。

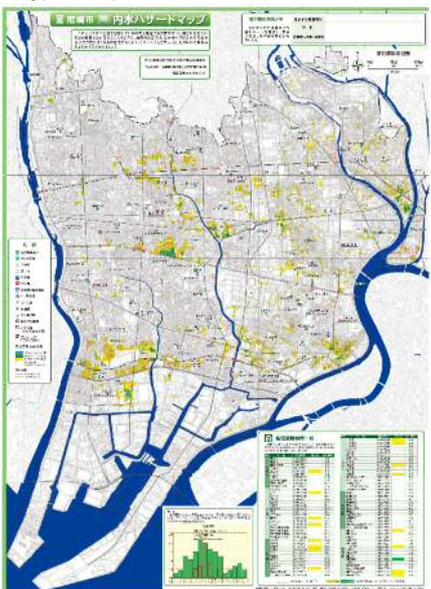
(参考) 津波ハザードマップ



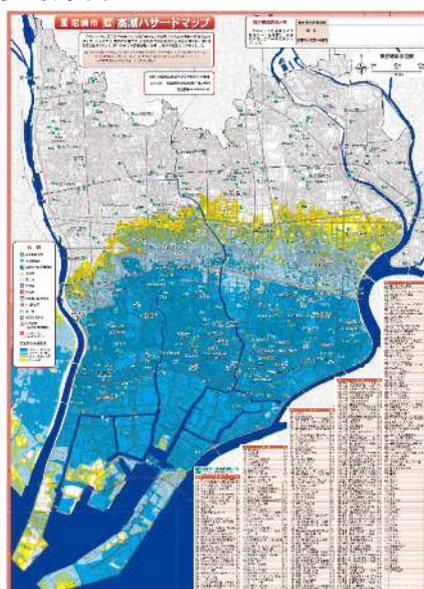
(参考) 洪水ハザードマップ



(参考) 内水ハザードマップ



(参考) 高潮ハザードマップ



※災害による被害想定やハザードマップ等の詳細は、「**尼崎市防災ブック**」をご確認ください。

## 第2章 要配慮者(災害時要援護者)・避難行動要支援者とは

### 1 要配慮者(災害時要援護者)の範囲【定義】

防災上の配慮を必要とする要配慮者(災害時要援護者)の範囲は、「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者」(災害対策基本法第8条)とし、主に次のような人を対象とします。

【対象者の範囲】 次の要件に該当する人

- ①介護保険法による要支援・要介護認定者
- ②身体障害者手帳を所持する者
- ③療育手帳を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- ⑤難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
- ⑥65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)
- ⑦乳幼児及び妊産婦
- ⑧上記以外で特に配慮を要する者



### 2 避難行動要支援者の範囲【定義】

要配慮者(災害時要援護者)のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」(災害対策基本法第49条の10)とし、主に次のような人を対象とします。

【対象者の範囲】 次の要件に該当する人

- (1)要介護認定者(要介護3以上)
- (2)身体障害者手帳を所持する者(1,2級)
- (3)療育手帳を所持する者(療育手帳A)
- (4)精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)
- (5)難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
- (6)65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)
- (7)上記以外で特に配慮を要する者
  - ・移動が困難な人
  - ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
  - ・急激な状況の変化に対応が困難な人
  - ・薬や医療装置が常に必要な人 など



### 3 要配慮者(災害時要援護者)が必要とする支援

要配慮者(災害時要援護者)は、主に次のような支援(配慮)が必要です。

要支援・要介護認定者 ①介護保険法による	要支援認定者	身体上若しくは精神上の障害があるために日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態のため認定(要支援 1~2)を受けた者であって、②以下の様々な支援が必要
	要介護認定者	身体上又は精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態のため認定(要介護 1~5)を受けた者であって、②以下の様々な支援が必要
②身体障害者(身体障害者手帳を所持する者)	視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚による情報入手が困難。緊迫した音声によって情報を伝え、状況説明を正確に行うことが必要</li> <li>・日常の生活圏内でも、避難が困難な場合があるため、避難支援等の援助が必要</li> </ul>
	聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、文字、絵図などによる筆談や手話等を活用した情報伝達及び状況説明が必要</li> </ul>
	音声言語機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、筆談・手話等によりニーズを聞き取ることが必要</li> </ul>
	肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力歩行や素早い避難が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要</li> </ul>
	内部障害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からは障害があることがわからず、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要</li> <li>・障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、車いす等の補助器具が必要となる場合がある。</li> <li>・人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要</li> <li>・人工透析患者は3~4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要</li> </ul>
③知的障害者・発達障害者(療育手帳を所持する者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要</li> <li>・コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝える</li> </ul>	

<p>④精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳を所持する者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要</li> <li>・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要</li> </ul>	
<p>⑤難病患者等 (特定医療費(指定難病)受給者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からは障害があることがわからず、自力歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要</li> <li>・障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、車いす等の補助器具が必要となる場合がある。</li> <li>・人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要</li> <li>・人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要</li> </ul>	
<p>⑥高齢者</p>	<p>ひとり暮らし高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居者がいないため、緊急事態等の情報が伝わるのが遅れる場合がある。早めに情報伝達し、避難支援することが必要</li> </ul>
	<p>ねたきり高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要</li> <li>・自力で行動することができないため、避難時は車いす等の補助器具が必要</li> </ul>
	<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の状況を伝えることが困難であり、被害を受けていないかどうか、支援の必要がないかどうかを支援者側から確認することが必要</li> <li>・自分で判断し、行動することが困難であるため、避難支援等の援助が必要</li> </ul>
<p>⑦乳幼児・児童</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態の理解が十分ではなく、自力での避難や、避難そのものが困難な場合があるため、適切な誘導が必要</li> </ul>	
<p>⑦妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難後の母体の保護及び緊急時の産科医療機関との連携が必要</li> <li>・素早い避難が困難な場合が考えられる</li> </ul>	
<p>⑧日本語に不慣れな外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語での情報が十分理解できないため、多言語や絵図による情報提供が必要</li> <li>・文化や慣習の違いから誤解や摩擦が生じる場合があるため、十分な配慮が必要</li> </ul>	

## 4 避難行動要支援者名簿

- (1) 避難行動要支援者名簿は、災害時に避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため(避難行動要支援者)本人の同意のもと避難支援に協力いただける皆様(避難支援等関係者)に名簿を提供します。
- (2) 提供する名簿には、①「氏名」、②「生年月日」、③「性別」、④「住所」、⑤「電話番号などの連絡先」、⑥「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」などが掲載されます。
- (3) 名簿の提供先(避難支援等関係者)は、①消防機関、②警察、③民生児童委員、④社会福祉協議会、⑤自主防災組織、⑥その他避難支援等の実施に携わる関係者(町会や自治会等の避難支援に協力いただける方)です。

### 【避難行動要支援者名簿の作成及び情報提供についての同意確認の流れは、次のとおりです。】

- ① 市は、行政保有情報(各課で把握している情報)を基に、情報を一元化した要配慮者(災害時要援護者)リストを作成します。
- ② 市は要配慮者(災害時要援護者)リストに登載されている方の内、避難行動要支援者の対象となる方に対し、ダイレクトメール等(避難行動要支援者名簿情報提供の同意書)により災害時等に他からの支援が必要かどうかの意思確認を行い、自らの情報を地域へ開示することについての同意を得ます。
- ③ 市は、同意を得た方の情報を整理し、名前・住所等の基礎情報を基に避難行動要支援者名簿(台帳)を作成し、避難支援等関係者に提供します。
- ④ 避難行動要支援者名簿(台帳)は、市及び地域にて定期的に更新作業を行い、情報を共有します。

### <要配慮者(災害時要援護者)関係情報を保有する台帳管理担当課>

台帳管理担当課	情報源	把握対象者
介護保険事業担当	要介護認定者リスト	要支援・要介護認定者
障害福祉課	身体障害者更生指導台帳・療育手帳交付台帳	身体障害者・知的障害者
疾病対策担当	精神障害者保健福祉手帳交付者リスト・特定医療費受給者リスト	精神障害者・難病患者
健康増進課	母子健康手帳交付台帳	妊婦等
市民課	住民基本台帳	高齢者のみ世帯等

## 第3章 要配慮者(災害時要援護者)支援に向けた基本的な考え方

### 1 支援の基本的な考え方

災害発生直後など一刻を争う事態では、都市機能や消防も含め行政の機能も混乱が予想され、支援体制が整うまでには一定の時間を要します。また情報の収集、被害確認や組織的な救助や避難状況の把握が困難となります。そのような状況のなかでは、地域の主体的な対応が最も重要であることが過去の災害の教訓として明らかになっています。

阪神・淡路大震災においては、倒壊家屋等から救出・救助された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、日頃からの「向こう三軒両隣」の支え合いの延長上に、大規模災害時における避難行動要支援者への避難支援があると考えられ、国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で示しているように要配慮者(災害時要援護者)の避難支援は、自助・共助が基本となります。

また、要配慮者(災害時要援護者)の避難支援の取組みは、被害を未然に防ぐための備え「防災」であるとともに、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力「減災」を考え方 の基盤に置くことが重要であり、いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組みであり、これを日常生活の中で、地域に定着することが必要です。

#### 1-1 避難支援の主な内容

避難支援の主な内容については、次のとおりです。

- ① 安否確認
- ② 救出・救助
- ③ 避難誘導



※要配慮者(災害時要援護者)を必ず助けることができることを保証する取組みではありません。また、支援はあくまで日頃の近隣との交流(地域コミュニケーション)に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるものであり、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。

## 1-2 避難所等での避難生活支援

過去の災害を振り返ると、避難生活が被災者に大きな負担をかけることが想定されます。

特に要配慮者(災害時要援護者)は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、福祉避難所等の過ごしやすい環境を提供する、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。また自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケースにおいても、ライフラインの断絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほか、要配慮者(災害時要援護者)の健康状態によっては、医療機関等への移送も必要となります。このようなケースに対応するためには、要配慮者(災害時要援護者)の避難状況やニーズを的確に把握する必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要です。

避難生活支援の主な内容については、次のとおりです。

- ① 要配慮者(災害時要援護者)の避難状況の把握
- ② 要配慮者(災害時要援護者)のニーズの把握
- ③ 避難スペースの優先的提供【要配慮者(災害時要援護者)のためのスペース確保】
- ④ 支援物資の優先的支給
- ⑤ 介助等の実施
- ⑥ 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

### 避難場所での生活では『助け合いの心で』



- 避難場所の運営に協力しましょう。
- 避難場所では、ルールに従って行動しましょう。
- うわさや風評に惑わされず、正確な情報を確認しましょう。
- 高齢者や障害者、妊産婦などに配慮しましょう。

#### ペットと一緒に避難したとき

- 他の避難者への迷惑とならないよう行動しましょう。
- 人の居住スペースとペットは完全に分離することを基本とします。(但し、身体障害者補助犬は除きます。)
- ペットの避難に必要な用具は持参しましょう。

# 第4章 自助・共助・公助の役割と連携

## 1 自助・共助・公助の推進による避難支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">①自助の役割 (自分自身や家族)</p>	<p>自分の身は自分で守ることを基本とし、自らの確な防災行動の実施に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の維持・向上(過去の災害の教訓を忘れない)</li> <li>・災害時における避難行動の事前確認</li> <li>・自らの行動を判断するために必要な情報入手手段の確保</li> <li>・日頃から近隣の方とのつながりの確保</li> <li>・地域活動(社協、自治会等)への参加</li> <li>・「避難行動要支援者名簿」への登録</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">②共助の役割 (地域)</p>	<p>自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動</li> <li>・個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化</li> <li>・地域の防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施</li> <li>・要配慮者(災害時要援護者)の避難誘導・支援を視野に入れた訓練の実施</li> <li>・災害時における避難支援 など</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">③公助の役割 (市、消防、警察、など)</p>	<p>要配慮者(災害時要援護者)の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報の伝達・提供の体制の構築・強化</li> <li>・避難場所等の確保と設営</li> <li>・自主防災組織、地域防災リーダーの活動支援</li> <li>・防災意識向上のための広報・教育・訓練の推進</li> <li>・個々人が的確な情報を入手できる情報提供環境の整備</li> <li>・災害時における有用な情報提供、物資の支援、救助活動など</li> </ul>



## 2 各主体の主な役割

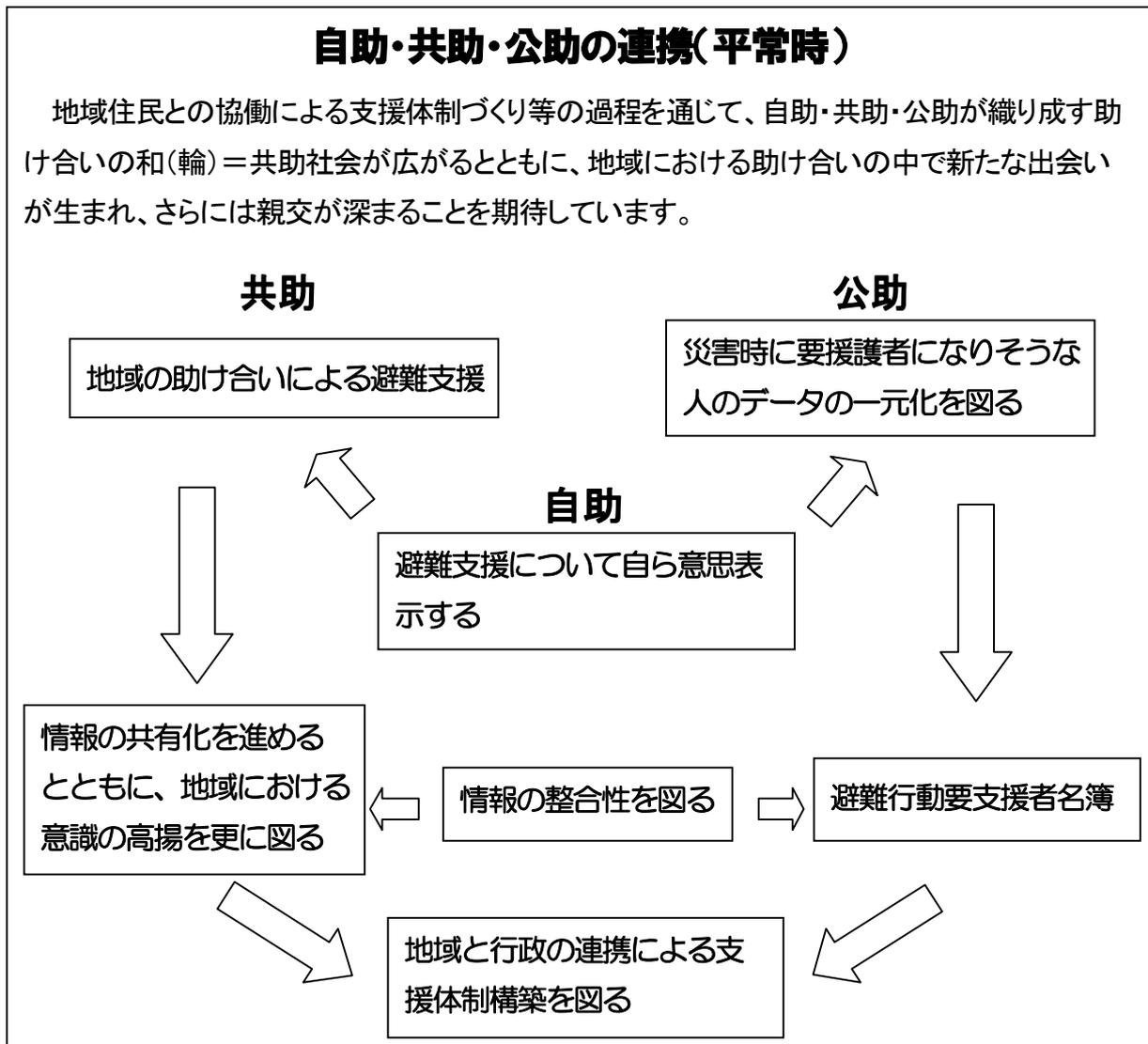
(※行政を除く各主体については、できることから取組んでいただく例示です。)

主体	平常時	避難行動時	避難後
要配慮者 (災害時要援護者) 本人・家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害に備えた事前の話し合い</li> <li>○自らの避難計画(マイ避難プラン)の作成</li> <li>○命を守るための個人情報の発信 (町会等への提供・避難行動要支援者名簿への登録)</li> <li>○行事に参加するなど地域との関係の構築</li> <li>○当事者団体や支援者グループとの関係構築</li> <li>○非常持ち出し品等を備える</li> <li>○薬剤・器材等の備蓄</li> <li>○避難訓練への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入手しにくい薬剤・器材等を持ち出す</li> <li>○かかりつけ医・利用している介護サービス等の情報を携帯</li> <li>○自主防災組織や避難支援者に自ら連絡をとって避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所管理者等にニーズを的確に伝える。</li> </ul>
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の状態を把握</li> <li>○要配慮者(災害時要援護者)の生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を実施</li> <li>○福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助</li> <li>○社会福祉事業者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報伝達・避難支援・安否確認を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者(災害時要援護者)の状態を把握</li> </ul>
社会福祉連絡協議会(連協)・単位福祉協会(単組)・自主防災会・自主防災組織(社会福祉協議会に属さない自治会・町会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難支援組織の設置</li> <li>○本人・家族との連絡先等の確認</li> <li>○避難行動要支援者名簿の管理</li> <li>○防災マップ等の作成</li> <li>○避難訓練の実施、要配慮者(災害時要援護者)への参加呼びかけ</li> <li>○個別支援策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の情報伝達</li> <li>○避難行動要支援者の避難支援</li> <li>○避難行動要支援者らの安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所運営の参画</li> <li>○要配慮者(災害時要援護者)を発見した場合は避難所の管理者に通報</li> <li>○避難所における要配慮者(災害時要援護者)への配慮</li> </ul>

主体	平常時	避難行動時	避難後
社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小地域福祉活動、地域の見守り活動の支援、防災マップ等の作成</li> <li>○ボランティア育成、ボランティアセンター運営</li> <li>○地域福祉推進計画の策定・地域福祉の推進</li> <li>○民生児童委員との連携、要配慮者（災害時要援護者）への生活支援・権利擁護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生児童委員等による情報伝達・避難支援に対する支援</li> <li>○社会福祉事業者との連携・活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害ボランティアセンターの運営、ボランティアの受入れ、コーディネート</li> <li>○被災福祉施設との連携・活動支援</li> <li>○生活福祉資金</li> </ul>
消防団(員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災訓練等の実施</li> <li>○活動資器材の準備と避難路、避難場所の精通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害活動</li> <li>○避難誘導支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支所との連携、支援</li> </ul>
居宅介護支援事業者 居宅サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の支援について市等と協定締結</li> <li>○利用者に対するの災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス利用者の安否確認</li> <li>○避難支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護・看護サービスの継続</li> <li>○避難所での介護・看護サービス提供の実施</li> </ul>
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の耐震化等事業継続に備えた対策の実施</li> <li>○定員外受入可能人数の確認</li> <li>○福祉避難所として市と協定締結</li> <li>○利用者に対するの災害時の支援内容や避難予定場所などの名簿等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者の安全確保</li> <li>○必要に応じて他施設等へ入居者を転送</li> <li>○福祉避難所開設に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所の運営に協力</li> <li>○緊急入所に対応（定員外受入等）</li> </ul>
障害者や高齢者等の要配慮者（災害時要援護者）で組織する当事者団体や要配慮者（災害時要援護者）を支援する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会員等に対して、避難の際の心構えや対応方法、地域が実施する避難訓練への参加の大切さなどの啓発実施</li> <li>○災害時の情報伝達方法の検討（名簿の整備等）</li> <li>○透析、電源、常備薬などの手配について、関係機関と連携を図り、非常時に備えて準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会員等への災害情報等伝達の実施及び安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の運営や当事者のニーズの把握</li> <li>○会員等への各種情報の伝達実施</li> <li>○災害ボランティアセンターとの連携</li> </ul>

主体	平常時	避難行動時	避難後
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者(災害時要援護者)の支援に関する事項が盛り込まれた地域福祉計画の策定</li> <li>○災害時要援護者支援班の設置</li> <li>○情報伝達体制の整備</li> <li>○(福祉)避難所の指定(施設管理者等との協定締結)</li> <li>○避難所となる施設の環境整備</li> <li>○食料・物資の備蓄</li> <li>○避難行動要支援者名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告等の発令</li> <li>○安否情報の集約</li> <li>○施設の被害状況の確認</li> <li>○避難所の開設</li> <li>○食料・物資の提供</li> <li>○関係機関による連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難状況把握</li> <li>○被災者トリアージの実施</li> <li>○ローラー作戦の実施(在宅避難者の把握)</li> <li>○必要に応じて専門家チームを投入</li> <li>○介護サービスの提供調整</li> <li>○県等に応援要請</li> </ul>

### 3 自助・共助・公助の連携



## 第5章 要配慮者(災害時要援護者)の取組み (平常時の備えと災害時の対応)

災害発生時に身の安全を確保し、被害を最小限にするために、次のような取組みのうち自分でできる災害への備えに努めましょう。

### 1 身近な人とのコミュニケーション

・日頃から、隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などにも積極的に参加し、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

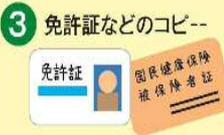
**【特に要配慮者(災害時要援護者)のうち、自ら避難することが困難で支援を必要とする避難行動要支援者の方は、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援関係者等への個人情報提供について同意していただき、積極的に取組むことが大切です。】**

### 2 必需品、生活用品の確保

・自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、食料・水などの生活用品等を準備しておきます。特殊な医薬品・医療器具を使用している場合はおおむね1週間分の確保をしておきましょう。

・災害時に自らの所在等を知らせるため笛やヘルプキット等を用意しておきましょう。

非常持ち出し品(リュックサックなどに持ち出せるよう準備しておきましょう)

<b>1</b> 通帳 	<b>2</b> 現金 	<b>3</b> 免許証などのコピー 	<b>4</b> 非常食 
<b>5</b> 水 	<b>6</b> 衣類・タオル 	<b>7</b> 救急用品 	<b>11</b> その他必要なもの <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<b>8</b> おむつなど衛生用品 	<b>9</b> ラジオ・懐中電灯靴・笛 	<b>10</b> 防災ブック 	

※家族構成によって必要なものが異なりますので、その他必要なものを記入しましょう(例:常備薬、粉ミルクなど)

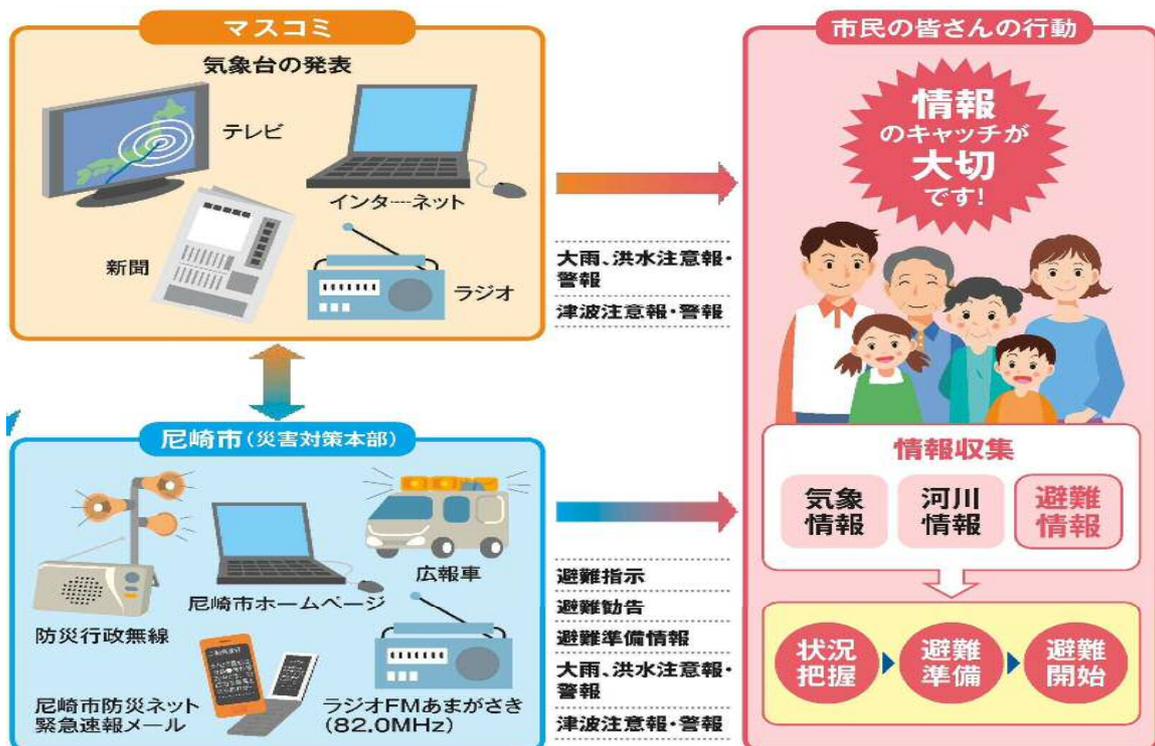
**非常備蓄品**

救援活動が受けられるまで自活するための備蓄品です。  
家族が1週間程度過ごすために必要な量が目安です。



### 3 災害情報の入手手段等の確認

- ・日頃から、地震、大雨・洪水などの災害情報の入手方法について、「尼崎市防災ネット」(Eメール)、SNS、テレビ、ラジオ、インターネット、FAX等、自身の状況に応じた可能な方法を確認し必要な機器の準備に努めましょう。特に停電時には、電池で動くラジオなどが有効ですので、備えておきましょう。
- ・市(災害対策本部)から防災行政無線の屋外拡声器や広報車等で災害情報をお知らせしますので、災害時には落ち着いて行動ができるように日頃から備えておきましょう。
- ・各種団体が発信するネットワークの活用等、自らの安全に適した情報の入手方法を把握しておきましょう。



#### 尼崎市が発令する避難情報

市は、災害の恐れがあり避難が必要と判断した場合は、3段階の避難情報を発令し、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メール等を通じて市民の皆さんに伝達します。

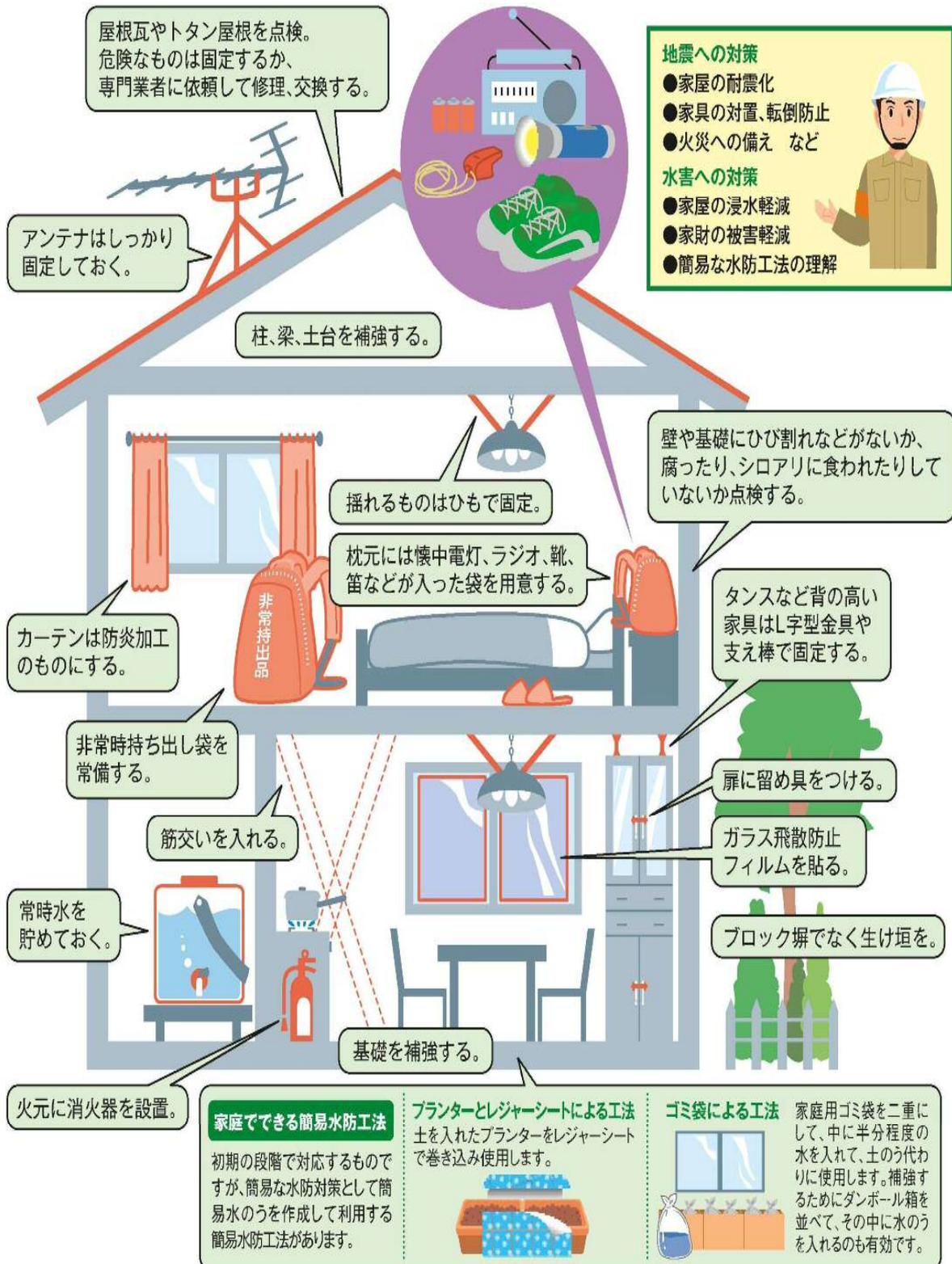
避難情報が発令される前でも、自主的に判断し、早めの避難を心がけましょう。

	種類	状況	皆さんがとるべき行動
↑ 高 危険度 ↓ 低	避難指示 (緊急)	切迫した状況であり、災害による人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状態、または人的被害が発生した状態。	災害種別ごとの避難場所等へただちに避難してください。
	避難勧告	災害による人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態。	災害種別ごとの避難場所等へ避難行動を開始してください。
	避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害の発生する可能性が高まってきている状態。	高齢者、子ども、障害がある方など、避難に時間を要する方は、早めに自主的な避難行動を開始してください。

## 4 家屋の安全確保

- ・家具の固定等、家屋の安全対策(耐震調査や耐震化)を行います。自分自身や家族で作業が困難な場合は、隣近所へ協力を依頼しましょう。

**日頃から安全対策を実施しましょう** 家の中や、周辺を確認し、事前の対策を行いましょう。



## 5 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信

- ・「尼崎市防災ブック」等の防災関連の啓発資料などを参考に災害発生時の状況をイメージできるように努めましょう。
- ・災害時の避難場所などを想定し、利用している介護等事業者や当事者団体へ知らせておくように努めましょう。
- ・「自分でできること」「自分だけではできないこと」を明らかにして、地域に自分の情報を発信することで、いざという時に助けてもらえる環境づくりとして、「高齢者等見守り安心事業」に積極的に登録するように努めましょう。なお、「高齢者等見守り安心事業」を実施していない地域もあることから、その他の地域団体(町会・自治会等)や隣近所の方と普段の近所付き合いの中で、災害時等の協力関係の構築に努めましょう。

## 6 災害時の対応

- ・ひとりで避難が困難な場合等は、笛を吹く等、自らの所在を周囲へ知らせるよう努めましょう。
- ・災害時には、自らの知識や経験に基づいて、同じ立場の被災者に対してできることがあれば積極的に協力するよう努めましょう。
- ・災害の状況によっては、**避難を支援する方が被災している可能性もあり、必ず支援を受けられるとは限りません。**災害発生時において支援者が不在の際には自分に必要な支援内容がわかるようにしておきましょう。

### 緊急時連絡先

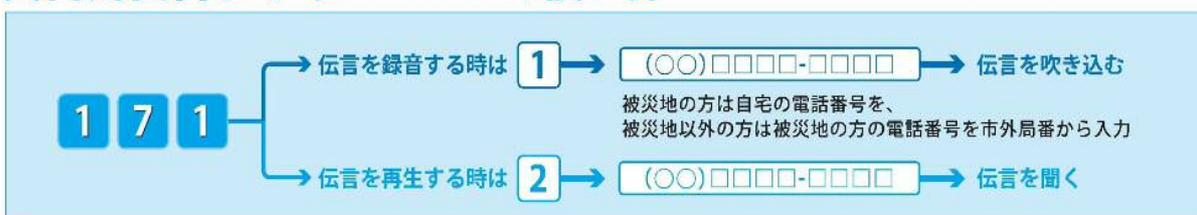
事故 110番

火災・救急 119番

電話の故障 113番

尼崎市役所	電話番号：06-6375-5639(昼間) 06-6489-6900(夜間等)	ファックス番号：06-6375-5625
電気の不具合	関西電力(株) 電話番号：0800-777-8043	ファックス番号：06-7509-0120
ガスの不具合	大阪ガス(株) ガスもれ通報専用…電話番号：0120-7-19424 お客さまセンター…電話番号：0120-7-94817	ファックス番号：0120-6-19424 ファックス番号：0120-6-94817
	※プロパンガスをご利用の方は、各ガス会社へお問い合わせください。	
水道の不具合	尼崎市水道局 電話番号：06-6375-0002(昼間) 06-6489-7400(夜間及び年末年始)	ファックス番号：06-6375-0124

## 災害用伝言ダイヤル 171 の使い方



## 第6章 地域の実践(平常時の備えと災害時の対応)

### 1 要配慮者(災害時要援護者)の避難支援における地域力(共助)の必要性

阪神淡路大震災での事例からも、すべての地域に、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関の救援が十分に行き渡ることが極めて難しい状況が発生し、防災関係機関の人手が極めて不足する中であって、倒壊した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力を合わせて救出し、多くの尊い命が救われました。その割合は、近隣住民や家族などによる救出が全体の9割以上とされています。このことから、要配慮者(災害時要援護者)の大切な命を災害から守るためには、地域における日頃からの活動を通じて、住民同士が力を合わせて防災対策に取り組んでいくことが大切です。避難支援の実施にあたっては、要配慮者(災害時要援護者)情報、特に避難行動要支援者の状況把握が重要となります。

### 2 地域における避難支援体制の確立に向けて

要配慮者(災害時要援護者)については、基本的に地域ぐるみで把握し見守る支援体制をとる必要があります。そのため、日頃から地域でコミュニケーションをとるよう心掛けます。

#### 【地域における取組みのステップの一例】

地域の実状にあわせた取組みが大事であり、下記に縛られるものではありません。

① 避難行動要支援者名簿を地域で共有する際は、プライバシーに十分配慮し適切に管理する必要があるため、個人情報の取扱い等に関するルールを地域で定めておくことが必要です。

② 市から提供された避難行動要支援者名簿やこれまで既に地域でつかんでいる情報などにより、地域住民自身による避難行動要支援者の把握が大切です。(例 避難行動要支援者名簿や個票の活用)

③ 把握ができれば、まずは「顔の見える関係づくり」から始めます。  
ア ご近所同士で「あいさつ」や「声掛け」ができるような関係をつくることから始めましょう。  
イ 地域のイベント、行事などに参加、協力し気軽に話をする機会を持ち、知り合いを増やすことを進めましょう。



④ あわせて、地域の取組みとしてどんな形でも「避難訓練」をやってみましょう。訓練を進めていく中で、より多くの避難行動要支援者の方の参加（例えば車イスを押しての避難支援など）を促進します。



⑤ また、避難訓練を進めていく中で、より実際の災害に近い避難行動支援を行います。

訓練に参加  
しましょう！



そうね!



⑥ 避難訓練に参加できないあるいは参加しない住民の方に、こうした避難訓練の様子を写真付の町内回覧板などを通して供覧することで、より多くの地域住民の方への周知と理解を促します。



⑦ 避難訓練で確認できた課題について、解決するための方策を考えていきます。

ア 避難行動要支援者への個別支援にかかる課題について

（伝達方法、移動手段、支援者の確保など）

イ 地域での全体的な課題について

（避難経路、移動方法、支援者の確保など）



⑧ 既に市内の一部地域では、「防災マップ」づくりに取組んでいる地域もあります。防災マップは、その作成過程において、地域住民自らが避難経路を考え、地域を知るといった振り返りや再確認ができるなど有効な取組みのひとつとして考えられます。



● はじめから理想的な避難訓練や避難支援ができるものではありません。訓練の繰り返しとその内容の振り返りにより、さらに多くの地域住民の方の参加を目指して、継続的に取組んでいくことが肝要です。

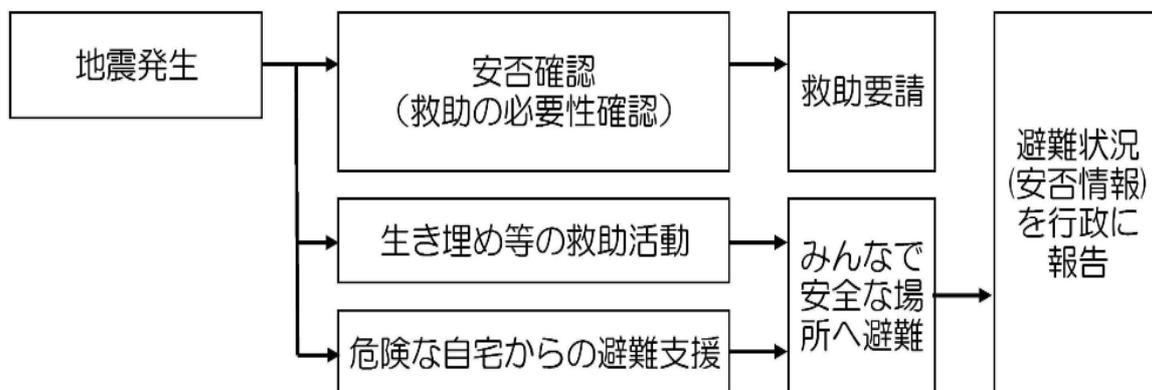
※ ①支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先であること、②災害時には支援者も被災し支援ができなくなる可能性があること、③支援ができなくても責任を負うものではないことについて、市が市報等の広報活動で市民に広く周知していきます。

### 3 避難支援に向けた取組みのポイント

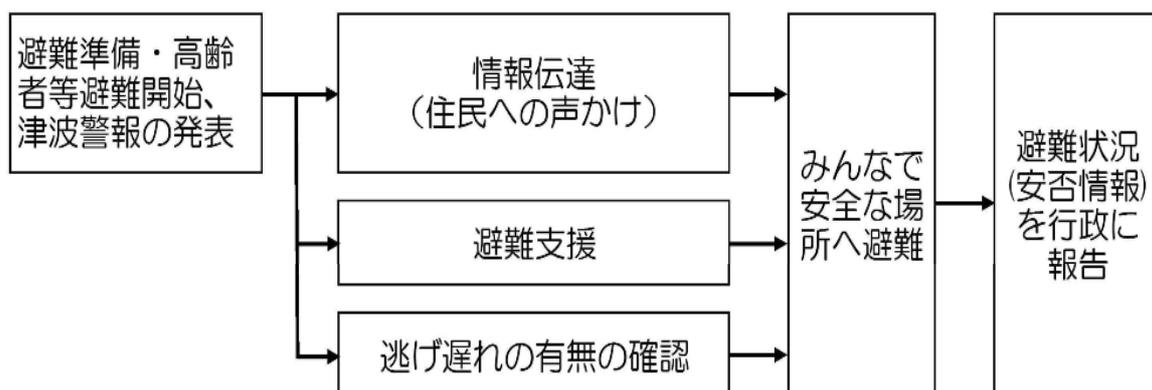
- ・風水害では避難準備情報等の発令による事前の避難行動が重要であり、地震等の突発的な災害では初動期における避難支援はもとより安否確認や被災者の救援活動、ライフライン途絶時の在宅支援などが考えられることから、要配慮者(災害時要援護者)の支援にあたっては、こうした災害ごとの対応の違いを踏まえておきます。
- ・南海トラフ巨大地震では、最大 4メートルの津波が約117分で尼崎市に到達すると想定されていることから、支援体制やルールづくりをあらかじめ行い、支援者の安全確保を大前提に声かけなどの避難行動支援についての可能時間などを考慮します。
- ・要配慮者(災害時要援護者)は、身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮します。
- ・市が作成した各種ハザードマップ(尼崎市防災ブック)により想定される被害を確認し避難場所への避難経路についての把握や居住家屋の状況及び家族の援助の有無等を確認します。
- ・医療機関等への移送等が必要な要配慮者(災害時要援護者)については、移送手段や受入機関等を要配慮者(災害時要援護者)と確認・共有し把握しておきます。



#### <地震等の場合>



#### <風水害・津波の場合>



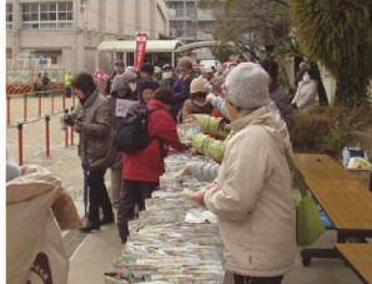
## 4 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者(災害時要援護者)、特に避難行動要支援者自身の防災意識を高め、災害時に適切な避難支援行動が取れるよう、避難誘導の経路や方法を確認する避難訓練等、避難行動要支援者が参加した実践的な防災訓練、研修等を定期的に行うことが大切です。

### 【参考】各地域での訓練の様子



避難訓練



炊き出し訓練



消火訓練(水消火器)



簡易担架取り扱い訓練(尼崎センタープール)



防災研修(東消防署)



チェーンソー取り扱い訓練(金楽寺北公園)

## 5 避難情報等の情報伝達

- ・災害発生の恐れがあるときに迅速な避難を促すため、「尼崎市防災ブック」等を参考にして、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの災害情報等を、要配慮者(災害時要援護者)個々の状況に応じた伝達経路や手段を考慮した情報伝達が重要です。
- ・携帯電話を保有している要配慮者(災害時要援護者)に対し、災害・避難情報を直接要配慮者(災害時要援護者)が携帯電話のメールで受信するために、尼崎市防災ネットへの登録について働きかけをお願いします。

### 尼崎市の防災情報

市民の皆さんのお役に立つ防災情報や、防災関係のイベントなどをお知らせしています。

ホームページ

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/amagasaki.bousai>

Twitter [https://twitter.com/ama\\_hajimail](https://twitter.com/ama_hajimail)

LINE@ アカウント名:尼崎市 LINE ID:@amagasaki

### 尼崎市防災ネットに登録しましょう

尼崎市防災ネットに登録することにより、携帯版の尼崎市防災情報の閲覧やメールサービスを受けることができます。

LINE@  
QRコード



登録方法

[amagasaki@bosai.net](mailto:amagasaki@bosai.net)

にメール又は  
QRコードより  
登録



【要配慮者(災害時要援護者)への情報提供の際の配慮事項(例)】

対象者	配慮事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○わかりやすい口調で伝える。</li> <li>○音声で複数回繰り返す。</li> <li>○拡大文字による情報提供を行う。</li> <li>○点字による情報提供に努める。</li> <li>○盲ろう通訳・介助員を避難所等に派遣する。</li> <li>○Eメールを活用した情報提供(音声読み上げ機能使用)</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。</li> <li>○盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。</li> <li>○掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行う。</li> </ul>
知的障害者・ 発達障害者・ 精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的に、わかりやすく情報を伝える。(一度にたくさんを言わない。簡単な言葉を使う。など)</li> <li>○コミュニケーションボードなどを活用し、絵図、文字などを組み合わせることで理解しやすい方法で情報を伝える。</li> <li>○精神的に不安定になることがあることに配慮し、正確な情報伝達を行う。</li> </ul>
日本語に不慣れな外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多言語および絵図による情報提供を行う。</li> </ul>

目が不自由な方



支援者の方は…

- ・災害時には、声をかけ情報を伝える。
- ・誘導する場合は、杖を持った方の手にはふれず、支援者のひじのあたりを軽く持ってもらい半歩前をゆっくり歩く。

耳が不自由な方



支援者の方は…

- ・話すときは、口の開け方をハッキリとし、相手にわかりやすいようにする。
- ・手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

## 6 災害発生時における取組みのポイント

- ・地震発生時や風水害時等の円滑かつ迅速な要配慮者(災害時要援護者)の避難を確保するため、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報に留意し、例えば代表者から情報を担当する者を経て支援者に伝える等、情報伝達体制を整備し、要配慮者(災害時要援護者)へ早急な伝達を行います。
- ・大規模災害直後は、市の災害対応や他都市からの広域消防応援、自衛隊等による支援体制等が整うまでに一定の時間を要します。地域は災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、要配慮者(災害時要援護者)の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努めます。
- ・市職員は避難所へ到着後、要配慮者(災害時要援護者)リスト情報を参照して安否確認等を行います。安否確認に漏れが判明した場合は、市は地域等と協力し、要配慮者(災害時要援護者)の安否確認、救出・救護などの災害対応に努めます。

【救助・避難支援時の配慮事項(例)】

対象者	配慮事項
ねたきり 高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
視覚障害者	白杖等の携帯に留意するとともに、必要に応じて手引き・誘導により避難する。また、日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障害者	手話や筆談(筆記用具等を用意しておく)によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
肢体不自由者	自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障害者・ 難病患者等	常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。
知的障害者・ 発達障害者・ 精神障害者	災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明(一度にたくさんのことと言わない、簡単な言葉を使うなど)するとともに、必要に応じて誘導する。また、動揺している場合は、気持ちを落ち着かせることが大切である。
乳幼児	保護者に災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、保護者が複数の乳幼児を抱えている場合などには必要に応じて避難支援を行う。
妊産婦	妊娠の時期や個人により身体の状態が大きく異なるため、本人に確認する必要がある。妊娠初期は外見上では分かりにくい。妊娠後期は腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きが取りにくく、ちょっとした歩行でも息があがりやすくなるため、介助することが望ましい

## 7 専門的かつ緊急性を要する人への支援

- ・地域は、医療機関等への依存度が高く緊急性を要する人に対しては、移送の支援や関係機関への連絡調整等の支援に努めます。共助での対応が難しい場合は市に対処を求め、市が関係機関等へ支援を要請します。
- ・体調不良や精神的に不安定になった人などについても市に対処を求めます。

## 8 指定避難場所での支援

- ・地域は、指定避難場所が開設されたら市と連携し、要配慮者(災害時要援護者)への相談対応、必要なスペースの確保(要配慮者(災害時要援護者)のためのスペース確保)、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めます。
- ・地域は、市と連携して指定避難場所での生活が困難な要配慮者(災害時要援護者)の福祉避難所等への移送を支援します。

## 第7章 尼崎市の取組み(平常時の備えと災害時の対応)

### 1 尼崎市の取組み(平常時)

#### (1) 地域による要配慮者(災害時要援護者)への避難支援活動の促進

- 市は、災害時に要配慮者(災害時要援護者)の迅速かつ安全な避難を図るため、地域による実効性のある支援体制の確立や訓練計画の策定等の取組みを支援します。
- 市は、避難行動要支援者名簿(台帳)の登録のための手上げ方式について、市報や市ホームページ等を通じて市民に周知するとともに、避難行動要支援者対象者の同意書提出(登録)が進むよう努めます。
- 市は、個人情報提供に対しての不同意者や同意確認を行わない要配慮者(災害時要援護者)に対しては、任意で避難行動要支援者名簿(台帳)への登録が可能である旨を市報等で周知するなど柔軟に対応します。
- 市は、地域の団体や当事者団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」等の地域関係団体との連携の場において、要配慮者(災害時要援護者)の避難支援に係る具体的方策を話し合う機会を設けるとともに、避難行動要支援者を町会・自治会、自主防災組織を中心とした地域防災の取組みに積極的に参画するよう働きかけを行います。

#### (2) 市保有情報に基づく要配慮者(災害時要援護者)情報の把握、管理

- 市は、「要配慮者(災害時要援護者)の範囲」に基づき、市が通常施策を実施するために収集している、配慮を必要としている人の情報を精査した要配慮者(災害時要援護者)リストをあらかじめ作成し、毎年更新します。
- 地域で要配慮者(災害時要援護者)情報の把握がしきれていない場合に備えて、市は地域の避難支援行動を補うことを目的に、要配慮者(災害時要援護者)リストを社会福祉連絡協議会(連協)単位ごとに整理し印刷したものを鍵のかかる安全な場所に保管しておき、災害発生時には迅速に当該リストを指定避難場所等で利用し、安否確認を行えるようにします。【災害対策基本法においては、災害発生時や発生の恐れがある場合には、要配慮者(災害時要援護者)本人の同意がなくても、地域等への情報提供が可能です。】
- 要配慮者(災害時要援護者)の避難支援は自助、地域の共助が基本となり、そのためには地域での要配慮者(災害時要援護者)情報の把握が必要不可欠なため、市は、要配慮者(災害時要援護者)リストを基に、地域に対して平常時から個人情報の提供ができるよう、手上げ方式による同意確認を行い、避難行動要支援者名簿(台帳)を作成し、地域での情報の把握・共有について進めます。
- 市は、平常時における避難行動要支援者名簿(台帳)等の提供を受けることに協力する地域等に対しては、個人情報の秘密保持遵守が徹底されるよう、市が研修会等を実施するなどし、適正管理を図ります。

### (3) 要配慮者(災害時要援護者)への情報伝達体制の整備

- 市は、要配慮者(災害時要援護者)、特に避難行動要支援者が避難に時間を要することから、洪水時の避難勧告基準により、避難勧告に先立ち避難準備情報を適切に発表するよう努めます。
- 市は、聴覚・視覚障害など、情報取得困難者を想定した多様な情報伝達手段により情報が伝達されるよう体制の整備を図ります。
- 市は、要配慮者(災害時要援護者)の支援関係団体や情報伝達に必要な専門的技術を有する団体や個人等(盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等)を把握し、災害発生時に情報伝達や相談業務のための避難所等への派遣等の協力が得られるよう、それらの団体等と連携したネットワークの構築に努めます。
- 市は、災害時における市からの情報伝達方法について、あらかじめ広く住民に周知します。

### (4) 専門的かつ緊急性を要する人への対応

- 市は、人工呼吸器等を使用している在宅難病患者等の医療依存度の高い人については、要配慮者(災害時要援護者)の状況把握の中で確認しておき、災害時に受入医療機関等が把握できるよう医師会等との連携を図ります。

### (5) 食料品、生活用品等の準備

- 市は、要配慮者(災害時要援護者)に配慮した食料品、介護用品を含む生活用品等について、現状備蓄に加え民間企業等と協定を締結することにより調達・運搬体制の整備を図ります。

### (6) 医療的ニーズ等への対応

- 市は、要配慮者(災害時要援護者)にとって必要になると見込まれる医薬品等について関係機関等と協定を締結することにより調達体制の整備を図ります。

### (7) 避難所の施設環境整備

- 市は、要配慮者(災害時要援護者)リストを基に対象区域に居住する要配慮者(災害時要援護者)の概数を把握し、施設規模と比較し要配慮者(災害時要援護者)が多数におよび収容が困難になる事が想定される場合には、近隣の避難所や福祉避難所との連携体制の整備を図ります。
- 特に体育館等での避難生活が長期化する場合に備え、市はプライバシーへの配慮や生活環境を整備するため、緊急時における必要物資の迅速な調達及び各避難所への配送・提供等に関して、民間企業等との間で協定の締結に努めます。

## (8) 福祉避難所等の確保

- 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、治療や介護に適した空間を有するとともにバリアフリー化されているなど、要配慮者(災害時要援護者)の利用に適している施設を対象とします。
- 市は、社会福祉施設等と協定を締結するなど福祉避難所や津波等一時避難場所の確保に努めます。
- 市は、福祉避難所において、緊急事態発生時に医療機関への連絡等ができる体制や相談窓口を設置し、サービス提供やその他の調整を行う体制の整備を図ります。
- 市は、指定避難場所では対応できない要配慮者(災害時要援護者)のための特別な配慮がなされているなどの条件を予め定め、小・中学校、公民館などの指定避難場所のうち、比較的環境が整っている指定避難場所の一部の部屋を福祉避難スペースとして使用します。
- 市は、適切な場所にこのような施設がない場合や、災害発生時に福祉避難所が不足する場合を想定し、応急措置的な避難所が提供できるよう、公的施設や民間の旅館・ホテル等に対して協力依頼を行います。(福祉避難所を補完するため、準福祉避難所の確保に努めます。)

## (9) 緊急入所等

- 避難所や自宅で生活することができない要配慮者(災害時要援護者)のうち、身体状況等の悪化により緊急に入院等が必要な人については、緊急入院、緊急入所、ショートステイにより対応します。
- 市は、入所者の安全確保と要配慮者(災害時要援護者)の緊急入所に対応するため、社会福祉施設における緊急時の職員体制や緊急連絡網の整備が図られるよう働きかけるとともに、非常食及び医薬品等の備蓄、防災設備・資機材の充実、速やかな調達ができる体制を整えるよう努めます。

## (10) 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築

### (10)-1 社会福祉施設との連携

- 市は、社会福祉施設の関係団体と協議し、災害発生時に緊急時一時入所等の対応を円滑に進めるため、関係団体と協定を締結するなど協力体制の構築に努めます。
- 市は、社会福祉施設における災害時の利用者の安全対策について確認し、それぞれの施設の状況を踏まえた避難支援プランを作成するよう要請します。
- 市は、社会福祉施設において、入所者および通所者の安否確認並びに施設の安全等の確認が迅速に行われるよう指導します。

- 市は、洪水予報、河川における水位到達情報及び避難勧告等について市内の社会福祉施設へ伝達する体制を整備します。
- 市は、災害時に施設入所者及び通所者の安全が確保されるよう施設管理者に防災啓発を行います。
- 社会福祉施設のうち本市の管理施設については、施設所管部局と連携し、災害発生時に備え具体的な諸活動にかかる対策を定め、防災訓練の実施や利用者への意識の向上に努めます。

#### (10)-2 介護事業者等との連携

- 介護事業者等が平常時から要配慮者(災害時要援護者)等に接していることから、市は地域での要配慮者(災害時要援護者)の避難支援活動や災害発生時の情報伝達、安否確認等についての協力体制の構築に努めます。
- 市は、ケアマネジャー・ホームヘルパー等、日常的に要配慮者(災害時要援護者)に接する職員の災害対応についてのマニュアルを作成するよう、介護事業者等に働きかけます。

#### (10)-3 相談体制や在宅福祉サービス提供体制の構築

- 市は、災害時に特に必要性が高まる要配慮者(災害時要援護者)の相談対応について、地域包括支援センター等との協力体制の構築を図ります。
- 市は、避難された要配慮者(災害時要援護者)の状況に応じて必要な保健・福祉サービスを提供するための所要の体制整備を図るとともに、必要な在宅福祉サービス等を引き続き提供できるよう、関係機関との協力体制の構築を図ります。

#### (11) 課題解決に向けた取組み

- この指針の作成をはじめ、要配慮者(災害時要援護者)に対する避難支援体制の整備等、各種課題に対しては、地域の団体や当事者団体等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」において、意見交換及び課題解決に向けた検討を行います。

##### **【構成メンバー】**

- ①社会福祉協議会、②民生児童委員協議会連合会、③老人クラブ連合会、④PTA連合会、⑤NPO法人、⑥当事者6団体、⑦居宅介護支援事業者連絡会、⑧障害者相談支援事業所、⑨地域包括支援センター、⑩特別養護老人ホーム施設長会、⑪市内警察各署、⑫行政関係各課

## 2 尼崎市の取組み(災害発生時)

尼崎市域において災害が発生または災害が発生するおそれのある場合には、設置基準に基づき尼崎市災害対策本部(以下「市本部」という)を設置し災害応急対応を行います。

### (1) 災害・避難情報の提供

○市本部は、大規模災害時等に円滑かつ迅速に要配慮者(災害時要援護者)を避難させるため、気象警報、洪水警報、河川水位情報と避難準備情報、避難勧告、避難指示の情報について、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機、防災ラジオ)、尼崎市防災ネット(メール)、市ホームページ、テレビ、ラジオ(FM あまがさき等)、SNS(フェイスブック、ツイッター、LINE@)、広報車等多様な手段を活用して正確な情報を迅速に提供します。

○市本部は、これらの情報を社会福祉施設へ、上記の手段に加え電話等の口頭伝達も用いて早急な伝達の指示等を行います。

### (2) 災害時の初期初動対応

#### (2)-1 安否確認、救出・救護、避難誘導の実施

○要配慮者(災害時要援護者)の安否確認、救出・救護、及び避難誘導は地域があらかじめ管理している情報を基に行うことが基本ですが、地域では把握しきれない情報もあり得ることから、あらかじめ社会福祉連絡協議会(連協)単位ごとに整理しておいた要配慮者(災害時要援護者)リストに基づき、地域の協力を得て、要配慮者(災害時要援護者)の避難状況を確認するとともに、安否が未確認の場合は地域に迅速な安否確認を依頼し、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を指示します。

#### (2)-2 社会福祉施設の被害状況等の把握

○市本部は、地域や社会福祉施設などの協力を得て、社会福祉施設の被害や負傷者等の情報を把握します。また、被害等の状況をふまえ、要配慮者(災害時要援護者)がより安全に避難できるよう、関係機関と協力しながら支援活動を行うとともに、情報提供を行います。

○併せて、市本部は社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を把握します。

#### (2)-3 専門的かつ緊急性を要する人への対応

○市本部は医師会と連携し、医療機器への依存度が高く緊急性を要する人へ医療機関の情報を提供するとともに、県等と連携し広域的な医療機関の情報を収集し、医療の提供が滞ることのないよう調整を図ります。

## (2)-4 福祉避難所の開設

○市本部は、指定避難場所では対応が困難な要配慮者(災害時要援護者)のために、災害発生時には、事前に指定した福祉避難所を開設します。また指定避難場所の一部の教室等についても福祉避難スペースとして開設します。

○指定していた福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、市本部で検討の上、市全域で調整を行います。(福祉避難所を補完するため、準福祉避難所の確保に努めます。)

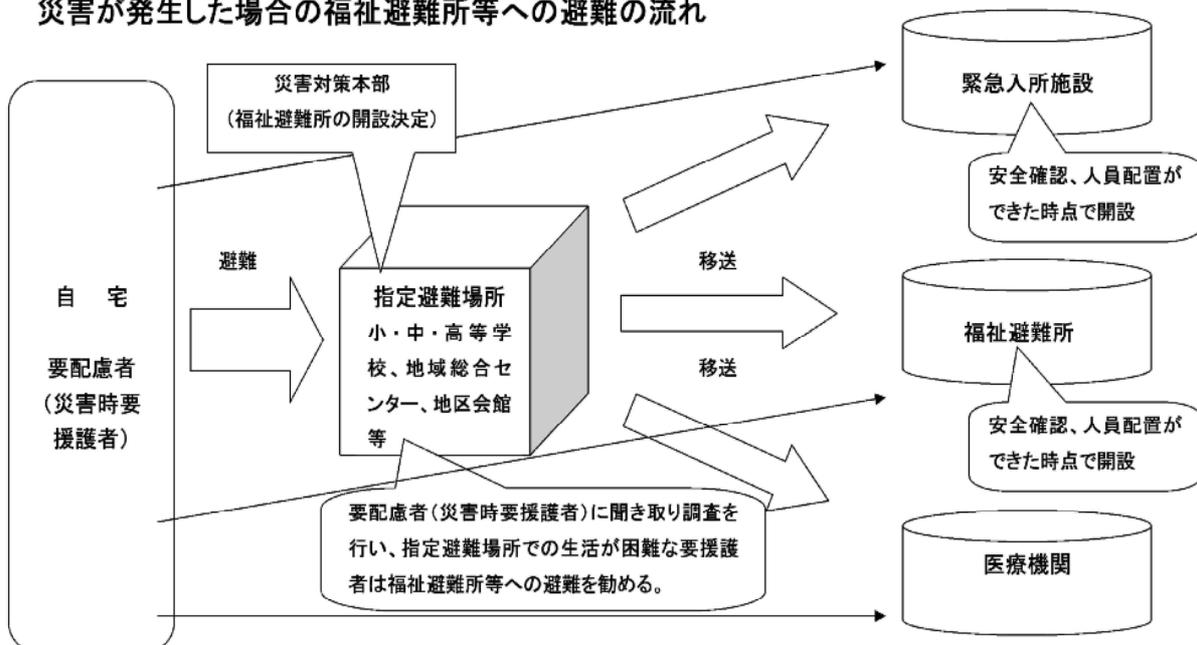
なお、市全域での調整後も不足する場合は、市本部と県が協議の上、他都市へ協力を要請します。

○市本部は、指定避難場所に避難している要配慮者(災害時要援護者)について、指定避難場所での避難生活が困難と認められる場合には、その程度に応じて緊急入所等対応もしくは福祉避難所へ受入れを行います。

○要配慮者(災害時要援護者)の安心に配慮し、要配慮者(災害時要援護者)の家族についても、避難状況等を検討の上、家族による介護が可能な場合に限り福祉避難所に避難することとします。

○福祉避難所において、地域包括支援センター等との協力のもと、要配慮者(災害時要援護者)への生活支援や心のケア等、要配慮者(災害時要援護者)の相談対応にあたります。

### 災害が発生した場合の福祉避難所等への避難の流れ



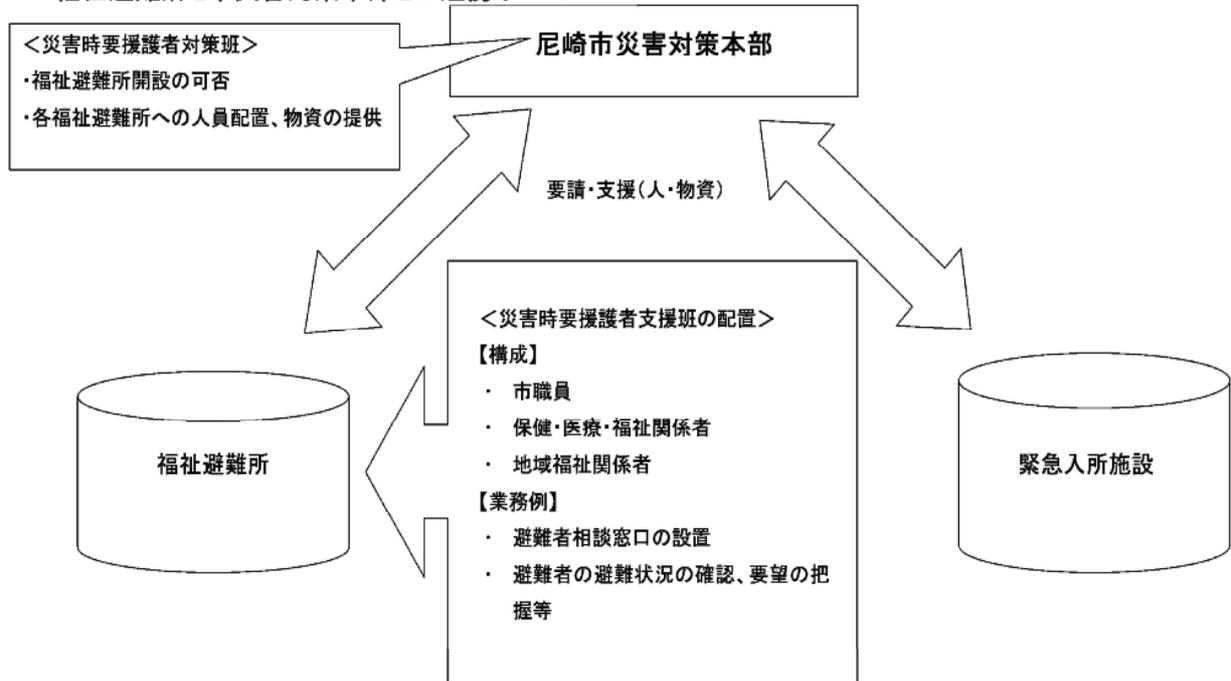
※ 福祉避難所等は、入所者等や建物の安全確認及び人員確保等の受け入れ態勢を整える必要があるため、津波等により一時避難した避難者は、原則指定避難場所へ移動する。

※ 指定避難場所においてもパーテーション等で要配慮者(災害時要援護者)のプライバシーに配慮する。

※ 指定避難場所への避難が困難な人については、台帳等をもとに自宅に訪問して聞き取り調査を行い、対応する。(事業者等にも協力願う)

※ 福祉避難所への誘導のあり方等については、別途検討し対応する。

### 福祉避難所と市災害対策本部との連携イメージ



### 【避難所での配慮事項】

対象者	配慮事項
高齢者	<p>○高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。</p> <p>○認知症高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や問題行動が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。</p> <p>○トイレに行きやすい場所に避難スペースを設ける。</p> <p>○おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設ける。</p>
視覚障害者	<p>○仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。</p> <p>○音声で複数回繰り返すなど情報伝達方法に配慮する。</p> <p>○盲ろう通訳・介助員を派遣する。</p> <p>○身体障害者補助犬(盲導犬)との避難について配慮する。</p>
聴覚障害者	<p>○伝達事項は、紙に書いて知らせる。</p> <p>○盲ろう通訳・介助員、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。</p> <p>○簡易型電光掲示板やホワイトボード等による情報伝達を行う。</p> <p>○身体障害者補助犬(聴導犬)との避難について配慮する。</p>

対象者	配慮事項
<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車いすが通れる通路を確保する。</li> <li>○トイレのスペース確保に配慮する。</li> <li>○身体障害者補助犬(介助犬)との避難について配慮する。</li> </ul>
<p>内部障害者 難病患者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師会等の協力により巡回診療を行うよう努めるほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。特に人工呼吸器の電源確保や人工透析患者の定期的な透析に留意する。</li> <li>○医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</li> <li>○人工肛門造設者用のオストメイトトイレの所在を把握し、対象者に周知する。</li> </ul>
<p>知的障害者 発達障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</li> <li>○変化に対する不安や抵抗、こだわりが強く避難所生活になじめないこともあるので、プライバシーを保てるスペースを確保するよう配慮する。</li> <li>○コミュニケーションボードを使うなど絵、図、文字などを組み合わせて情報を伝える。</li> </ul>
<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○孤立することがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。</li> <li>○保健所は医師会の協力のもと、医薬品の確保の支援に努める。</li> </ul>
<p>乳幼児</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児のためのベビーベッド、授乳の場を用意する。</li> <li>○退行現象、夜泣き、吃音、不眠、チックなどの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。</li> <li>○乳児に対して、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意する。</li> </ul>
<p>妊産婦</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安静に休息ができるスペースや搾乳、授乳できるスペースを設ける</li> </ul>
<p>日本語に 不慣れな 外国人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて、通訳ボランティア等を派遣する。</li> </ul>

### (3) 被災後の避難生活支援

#### (3)-1 要配慮者(災害時要援護者)の実態把握

○市本部は、地域の協力を得て、要配慮者(災害時要援護者)の避難にかかる実態等を的確に把握し、調査結果のとりまとめと今後の支援策の検討を行います。

##### **ア 把握の方法**

- ・避難所において、要配慮者(災害時要援護者)の避難状況の把握を行います。
- ・在宅で生活を継続している要配慮者(災害時要援護者)に対して、地域や介護事業者等の協力を得て一人ひとりから聞き取りを行います。

##### **イ 主な聞き取り内容**

- ・健康状態 ・必要なサービス ・生活の状況(同居家族、介助者等の有無など)
- ・今後の生活についての意向(どこに住むかや親戚の所に行くか等)

#### (3)-2 被災後の生活関連情報の提供

○市本部は、介護用品を含む生活用品を必要とする要配慮者(災害時要援護者)及びその家族と介護者に対し、物資の入手情報を早期に提供します。また、避難状況等から不足が予測されるものについては、市本部が調達について調整します。

○市本部は、要配慮者(災害時要援護者)が情報から孤立しないよう、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機、防災ラジオ)、尼崎市防災ネット(メール)、市ホームページ、テレビ、ラジオ(FM あまがさき等)、SNS(フェイスブック、ツイッター、LINE@)、広報車等、要配慮者(災害時要援護者)の状況に応じた多様な情報提供手段の活用を図ります。

○市本部は、在宅の要配慮者(災害時要援護者)に向けては、地域の協力を得て必要に応じ訪問するなど確実に情報が伝達されるよう努めます。

#### (3)-3 医療機関、福祉避難所等への移送

○市本部は、地域の協力を得て、要配慮者(災害時要援護者)の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関または福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイなどの対策を検討し、迅速かつ的確に対応します。市本部はこれらの対応にあたって全市的な状況把握を行うとともに、市での対応が困難な場合には県からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行います。

##### **ア 医療機関への移送**

- ・重症患者等が発生した場合には、速やかに医療機関へ移送します。

##### **イ 社会福祉施設等への緊急入所等**

- ・常時の介護や治療が必要で避難所や自宅での生活が困難になった要配慮者(災害時要援護者)等については、あらかじめ協定等で締結した内容に基づき、施設への緊急入所、緊急ショートステイ等の措置を講じます。また、急性の医療ケアが必要な場合には

病院等への入院手続きを講じます。

#### ウ 福祉避難所への移送

- ・避難所や自宅で生活することが困難な人とその家族(避難状況を検討した上、家族による介護が可能な場合に限る)については、その必要なサービスの内容を踏まえ、できるだけ速やかに福祉避難所へ移送します。

### (3)-4 要配慮者(災害時要援護者)に配慮した食事や生活用品の提供

- 市本部は、要配慮者(災害時要援護者)に配慮した食料を調達し、地域の協力を得て避難所で提供するよう努めます。
- 市本部は、要配慮者(災害時要援護者)に配慮した介護用品を含む生活用品を調達し、地域の協力のもと避難所で提供するよう努めます。
- 市本部は、避難生活が中長期化するような場合については、在宅福祉サービスが従前どおり提供できるよう関係機関と連携を行います。

### (3)-5 要配慮者(災害時要援護者)の相談窓口の設置

#### ① 指定避難場所への相談窓口の設置

- ・市本部は、福祉サービス、健康に関することなど要配慮者(災害時要援護者)の状況に応じた相談に対応できる要配慮者(災害時要援護者)の相談窓口を、地域包括支援センター等との協力のもと、指定避難場所に開設します。

#### ② 要配慮者(災害時要援護者)専用の相談窓口の設置

- ・市本部は、福祉サービス、健康に関することなど要配慮者(災害時要援護者)特有の状況に応じた相談に対応できる要配慮者(災害時要援護者)の相談窓口を、保健センター及び必要に応じて地域包括支援センター等に開設します。

### (3)-6 医療、保健・福祉サービスの提供

- 市本部は、医療機関や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、サービス提供事業所と連携して要配慮者(災害時要援護者)の避難生活を支援し、全市的な要配慮者(災害時要援護者)の状況把握を行うとともに、市での対応が困難な場合は市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行います。

#### ア 医療や保健・福祉サービスの実施

- ・市本部は、平常時に必要としていた医療・保健・福祉サービスが受けられない要配慮者(災害時要援護者)に対して、医療機関や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、サービス提供事業者等と連携し、多様な医療・保健・福祉サービスを利用できるようにして生活を支援します。

#### 【必要な医療・保健・福祉サービス】

- ・医療救護チームの巡回 ・入浴サービス ・移送サービス ・訪問看護サービス
- ・訪問介護(ホームヘルプ)サービス ・通所介護(デイサービス) ・保育サービス

#### イ 健康面のケアの実施

- ・市本部は、保健師、栄養士等の巡回による、避難所や在宅の要配慮者(災害時要援護者)に対する健康相談を実施するとともに、保健指導や栄養指導を行い、疾病・感染症の予防や心身の機能低下の予防に努めます。
- ・往診可能な医療機関が機能停止している場合、市本部は医療救護チームによる巡回診療に努めます。
- ・市本部は、トラウマ(心的外傷)やPTSD(心的外傷後ストレス障害)など、心のケアが必要な児童や高齢者等を把握するとともに精神的不安の解消を図ります。
- ・これらの支援については、避難所を退所した後も必要に応じて継続した支援ができるよう配慮します。

#### (3)-7 在宅の要配慮者(災害時要援護者)への支援

- 市本部は、地域や介護事業者の協力を得て、被災後も自宅で生活している要配慮者(災害時要援護者)に対して、定期的に安否を確認するとともに、心理的にも孤立しないよう配慮します。また、災害ボランティアセンター等と連携を図り、復旧作業を促進します。

#### (4) 要配慮者(災害時要援護者)に考慮した応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援

- 市本部は、要配慮者(災害時要援護者)の応急仮設住宅への入居に対応するとともに、地域の協力を得て要配慮者(災害時要援護者)が地域コミュニティに参加できるよう支援します。

#### (4)-1 応急仮設住宅の整備

- 市本部は、可能な限り要配慮者(災害時要援護者)が自立した生活を送れるように配慮した応急仮設住宅の整備に努めます。

#### (4)-2 応急仮設住宅・公営住宅の優先入居

- 市本部は、避難所での長期生活での二次被害が生じないよう、入居者の選定にあたっては要配慮者(災害時要援護者)を優先的に選定するよう配慮します。

#### (4)-3 見守り活動の実施

- 市本部は、応急仮設住宅の居住者や手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者(災害時要援護者)が孤立しないよう配慮します。

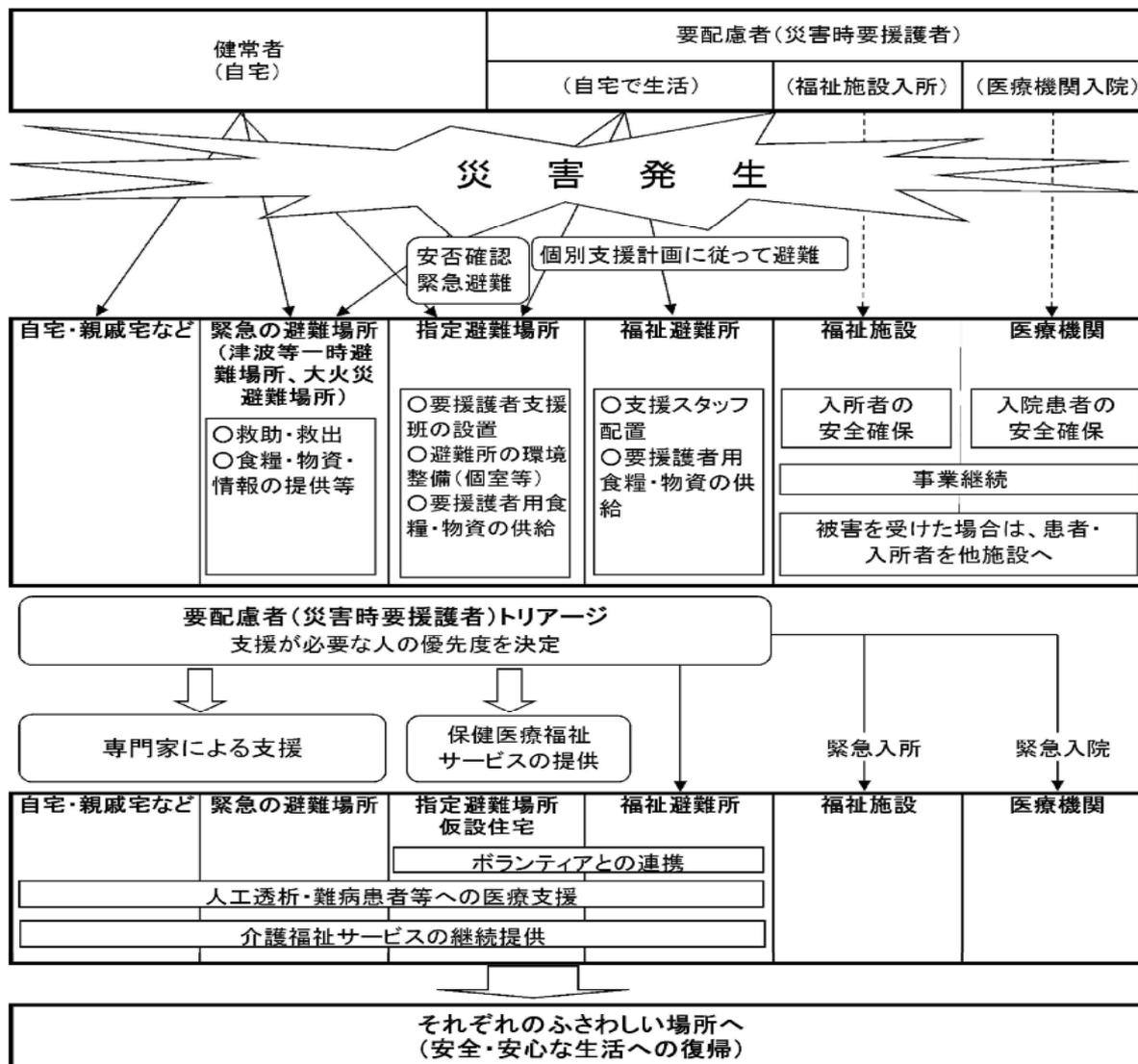
#### (4)-4 緊急に通報できる仕組みの整備

○市本部は、応急仮設住宅に移ったひとり暮らしの高齢者等には緊急に通報できる仕組みを整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努めます。

#### 【被災者支援体系イメージ図】

災害発生後は、避難行動要支援者名簿登録者に加えて新たな要配慮者(災害時要援護者)に対してもニーズに対応した支援を提供する。

【平常時の生活の拠点】



#### 【おわりに】

平成23年3月11日に日本国内観測史上最大規模の東日本大震災、平成28年4月16日には熊本地震が発生するなど、各地に甚大な被害をもたらしています。市は、これらの災害による教訓や反省を踏まえ、災害時要援護者支援対策について、今後もさまざまな検討を継続して行い、当指針についても修正を加えてまいります。

お問い合わせ先	
健康福祉局 福祉部 福祉課	(TEL)06-6489-6348 (FAX)06-6489-6329
危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課	(TEL)06-6489-6165

## 語句の説明

### 【災害時要援護者とは】

・平成25年に災害対策基本法が改正されるまで一般的に使われていた言葉で、改定前の尼崎市地域防災計画においては、「要介護者(災害時要援護者)」とし、在宅で生活を営む障害者、高齢者、病弱者等と定義していましたが、現在の災害対策基本法では、「災害時要援護者」に代わり「要配慮者」と「避難行動要支援者」に分類し使用しています。なお、尼崎市においては、従前から使用し、使い慣れた「災害時要援護者」という言葉を引き続き使用することとし、「要配慮者(災害時要援護者)」として整理、使用しています。

### 【要配慮者(災害時要援護者)とは】

・災害対策基本法第8条において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。なお、尼崎市においては、尼崎市地域防災計画及びこの指針において、対象範囲を定めています。(第2章P7参照のこと)

### 【避難行動要支援者とは】

・災害対策基本法第49条の10において、「要配慮者(災害時要援護者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されています。なお、尼崎市においては、この指針において対象範囲を定めています。(第2章P7参照のこと)

### 【要配慮者(災害時要援護者)リストとは】

・市で保有している情報を基に「要配慮者(災害時要援護者)」と定義される人が掲載された一覧です。(状況によって手助けが必要となる方を含む。)、大規模災害発生時や発生の恐れがある時に安否確認等に活用します。

### 【避難行動要援護者名簿(台帳)とは】

・「要配慮者(災害時要援護者)」リストを基に、本人の同意(了承)を得られた人で作成した「避難行動要支援者」の基礎情報の名簿(台帳)です。災害に備えてあらかじめ市と避難支援等関係者が所有し、地域における日頃からの顔の見える関係づくり及び避難支援等に活用します。

### 【避難支援等関係者とは】

・災害対策基本法第49条の11第2項において、「消防機関、都道府県警察、民生委員法 に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定義されています。

## 【地域とは】

・尼崎市における各地域での防災活動は、尼崎市社会福祉協議会(自主防災会を含む)、自主防災組織(自主防災会を除く自治会、町会等)、民生児童委員等が中心となって地域住民とともに担っているため、この指針においての「地域」という言葉は、尼崎市社会福祉協議会、自主防災組織、民生児童委員を主に指すこととします。

## 【手上げ方式とは】

・市が把握している「要配慮者(災害時要援護者)」情報を基に、災害時等の支援が必要かどうかの意思を確認し、支援が必要な「要配慮者(災害時要援護者)」本人の同意(了承)のもと、「避難行動要支援者」名簿(台帳)への登録を行います。

## 【高齢者等見守り安心事業とは】

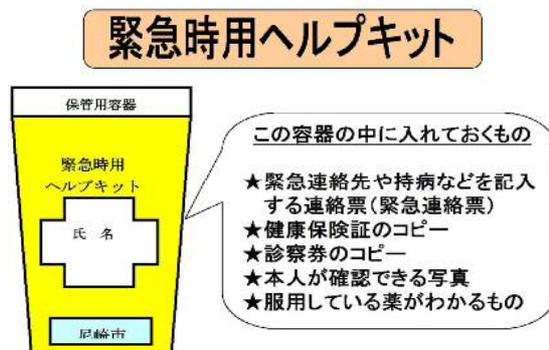
・高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社協会員や、民生児童委員、老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行います。

## 【社会福祉施設とは】

・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設です。  
(特別養護老人ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、保育所など)

## 【ヘルプキットとは】

・緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくものです。  
(65歳以上の希望する方に配布しています。)



## 【避難場所・避難所とは】

・尼崎市は次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

### (指定避難場所)

避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館を指定しています。

(平成29年2月1日現在 78箇所)



### (津波等一時避難場所)

兵庫県瀬戸内沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合や洪水が発生し、もしくは洪水の恐れがある場合で避難勧告、避難指示が発令された場合に緊急一時的に避難できる場所です。企業や民間マンション等にも協力していただき指定しています。



(なお、あくまでも緊急一時的な避難場所ですので、寝泊りすることはできません。)

(平成 29 年 2 月 1 日現在 350 箇所)

#### <参考>

指定条件は、以下のすべて条件を満たしているものです。

- (1) 耐震化工事が完了した建物や昭和 56 年以降の「新耐震基準」に合致した建物
- (2) 鉄筋コンクリート造等の建物
- (3) 3 階以上に避難できるスペースがある
- (4) 24 時間体制での避難が可能

### (大火災避難場所)

大火災避難場所は、大地震の発生に伴う大規模な火災などの時に避難していたく安全な避難場所として、大きな公園や広場などを指定しています。

(平成 29 年 2 月 1 日現在 35 箇所)



### (福祉避難所)

高齢者や障害者(児)など、災害時に配慮が必要な人(「要配慮者(災害時要援護者)」)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど、「要配慮者(災害時要援護者)」の利用に適した環境を確保できる施設で、総合老人福祉センター、長安寮、身体障害者福祉センター、たじかの園、あこや学園及び身体障害者デイサービスセンター及び市内特別養護老人ホーム 14 施設を指定しています。



(なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する 2 次的避難所で、基本的には最初から利用することはできません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは指定避難場所へ避難することとなっています。また、福祉避難所は要配慮者(災害時要援護者)が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。)

(平成 29 年 2 月 1 日現在 20 箇所)

#### <参考>

- ・指定避難場所の一部を「要配慮者(災害時要援護者)」のために区画するスペースの確保に努めるほか、社会福祉施設などの施設の一部を転用して「福祉避難所」としての指定を進めます。

## 避難支援Q & A

### Q1 避難行動要支援者名簿はどのようなものか？ また、どのように活用するのか？

A 災害時に避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため本人(避難行動要支援者)の同意のもと避難支援に協力いただける皆様に名簿を提供します。

### Q2 名簿の提供先はどこになるのか？また、同意者全員分の名簿を提供するのか？

A 避難支援等関係者である(1)消防機関、(2)警察、(3)民生児童委員、(4)市町村社会福祉協議会、(5)自主防災組織、(6)その他避難支援等の実施に携わる関係者に名簿を提供していきます。消防や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会へは同意者全員分の提供を行いますが、警察(南署・東署・北署)、民生委員、自主防災組織等(※)へは担当地域(区域)ごとの提供を行います。

(※)自主防災組織等には、町会、自治会、管理組合、事業所等が含まれています。

### Q3 名簿を提供する自主防災組織等について、どのくらいの活動範囲を考えているのか？ (連協単位か？)

A 避難訓練等の防災に関する取組みを行う単位であれば、単位福祉協会(町会)やマンション管理組合等をはじめ、さらに小さな組織であっても提供の対象であると考えています

### Q4 個人情報that漏えいしないためにどのようなことをしているのか？

A 行政機関以外への名簿情報の提供については、守秘義務がある旨の協定等を締結します。名簿は担当する地域の支援者ごとに提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導するとともに、研修会等を実施するなどし個人情報の適正管理を図ります。

### Q5 携帯電話番号の取り扱いは慎重にするべきではないか？

A 携帯電話番号については、近年固定電話の所有率が低下しており、名簿を作成する際に連絡先として記載いただいたものです。当然、避難支援関係者に提供するものとして同意をいただいているものですので、通常の固定電話と同様に取扱いください。  
何かトラブル等が生まれましたら福祉課(TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329)までご連絡ください。

### Q6 名簿の更新時期は？

A 今後は12月頃(年1回)の更新を考えています。

### Q7 名簿登載者宅への訪問を求めているのか？

A 地域での取組みにより友愛訪問等を行い、すでに把握されている方については、改めて訪問する必要はないと考えていますが、まだ確認できていない方等については、基本的に訪問(顔の見える関係づくり)をお願いします。

**Q8 支援体制を構築するためには、地域の誰が中心となって進めていくのか？役割分担が必要ではないか？**

A 民生児童委員、町会、自治会等地域の皆様で連携・相談しながら、避難行動要支援者の支援策を検討してください。(支援体制の構築には、市も協力します。)進め方や支援策はそれぞれの地域により異なることが想定されるため、それぞれの地域に合わせてリーダーや役割分担を決めてください。

**Q9 町会、自治会等の役員のみで避難支援者を確保できないと思うが、どう考えているのか？**

A 避難支援者を確保していくためには、町会・自治会等の役員のみでなく、お隣さんや民生児童委員、事業者等の力が必要となります。まずは、支援を必要とする方に対して訪問等を行うことにより、どういった支援が必要かを把握していただき、必要であれば、お隣さん等にも協力をいただく旨の了解を得るなどし、ご近所等の支援者を確保する必要があると考えています。

**Q10 どのように訪問すればよいのか？**

A 「日頃から顔の見える関係ができなければ、災害時の被害を軽減できないため、避難行動要支援者名簿の同意に基づき、市から名簿の提供を受けて訪問しました。」とお伝えいただき交流を図っていただきたいと考えています。また、話をする中で家族のことや介護事業者等にかかわりがあることなどが判れば、控えていただくなどし、様々な機会ネットワークづくりを行っていただきたいと考えています。

**Q11 高齢者等見守り安心事業と同じような取組みではないか？**

A 高齢者等見守り安心事業については、見守り推進員や協力員が希望する高齢者宅へ定期的な訪問等を行い、外観からの確認や本人との面談により、孤立化等を防止する事業です。今回作成した避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の“いざという時”の避難支援につなげていくことを目的としたこの取組みと日頃から顔の見える関係をつくるという点で、ほぼ同じであると考えています。しかしながら、現在の見守り安心事業は、あくまでも孤立化・孤独死の防止を目的とし、災害時の避難支援を想定した事業ではないことから、現時点では、切り離した取組みを行っています。今後、高齢者等見守り安心事業を委託している尼崎市社会福祉協議会やすでに事業を実施している地域とどのような連携ができるのか協議を進めていきます。

**Q12 新規の対象者への対応は？**

A 名簿の更新は毎年1回を予定しています。新たに対象となられた方に対しては名簿作成及び情報提供の同意確認について、郵送での確認は行いませんが、市報等により同意・不同意の意思表示ができる旨の広報を行います。

お問い合わせは、福祉課(TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329)までお願いします。

**Q13 すでに名簿へ登録されている方から削除してほしいと言われた場合は、どうすればよいのか？**

A 申出のあるご本人もしくはご家族から福祉課(TEL:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329)へ連絡するようお伝えください。

**Q14 名簿登録に同意しないと回答したが、登録したいと言われた場合は、どうすればよいのか？**

A 申出のあるご本人もしくはご家族から福祉課へ連絡するようお伝えください。

**Q15 昨年確認書類を郵送したが未回答であった方への対応は？**

A 当面、再度(郵送)確認は行いませんが、市報等により同意・不同意の意思表示ができる旨の広報を行います。お問い合わせは、福祉課までお願いします。

**Q16 名簿登録に同意しない方や未回答である方は助けないのか？**

A 大規模な災害が発生した場合には、行政機関も被災する可能性が高く、行政機関のみでの避難支援は不可能です。市民、事業者等の協力をいただきながら尼崎市全体で支援体制を構築する必要があります。名簿登録に同意することで日頃からの近隣との交流による“いざという時”(地震等発生直後の津波からの避難等)の声かけなどの避難支援につながる可能性が高まりますが、同意しない方や未回答である方には、日頃からの交流による災害発生直後の支援は期待できません。そのため、自力での避難方法の確保や日頃から地域との交流(避難行動要支援者名簿への登録)を行っていただくよう、市報等により広報を行います。

**Q17 名簿に登録はしているが、自力で避難が可能と思われる方への対応は？**

A 名簿情報に基づき訪問し、現在は元気であるが将来的に不安であるため登録したなどの状況が確認された場合には、“いざという時”は近隣での助け合いが必要である旨をお伝えいただき、自力での避難方法の確保及び地域の交流を深めていただくよう、また、可能であれば支援する側としての協力をお願いしてください。

**Q18 地域での理解を得るために、市職員に説明(研修)に来てもらいたいがどうすればよいのか？**

A 今後、講習会や研修等を実施する予定ですので市報等で案内させていただきます。また、本市が実施している市政出前講座をご活用ください。

＜市政出前講座について＞

- ・対象 原則として市内に在住、在勤、在学している10人以上の団体・グループ
- ・講座時間 1日1テーマとし、時間は1時間以上2時間以内とします。
- ・費用等 講師料は無料です。

(なお、会場の手配や準備、費用の負担は、利用者の皆さままでお願いします。)

- ・申込方法 原則として出前希望日の20日前までに、下記ホームページより申込書をダウンロードしていただき、各テーマの担当課に直接持参していただくか、郵送またはファックスでお申込みください。

- ・市政出前講座ホームページ ⇒ [http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si\\_mirai/011demaekouza.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/011demaekouza.html)

指定避難場所一覧（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
中央	1	市立明城小学校	南城内10番地
	2	市立難波小学校	東難波町4丁目3-40
	3	市立難波の梅小学校	東難波町2丁目14-44
	4	市立竹谷小学校	北竹谷町2丁目36
	5	市立成良中学校	西長洲町2丁目33-22
	6	市立中央中学校	東七松町2丁目5-67
	7	市立日新中学校	東七松町2丁目1-44
	8	市立琴ノ浦高等学校	北城内47-1
	9	県立尼崎高等学校	北大物町18-1
	10	市立中央地区会館(注1)	西御園町93-2
小田	11	市立下坂部小学校	下坂部1丁目12-1
	12	市立潮小学校	潮江2丁目2-20
	13	市立長洲小学校	長洲東通3丁目7-1
	14	市立清和小学校	長洲本通1丁目8-1
	15	市立杭瀬小学校	杭瀬北新町2丁目6-1
	16	市立浦風小学校	杭瀬南新町4丁目1-34
	17	市立金楽寺小学校	金楽寺町2丁目3-1
	18	市立浜小学校	浜2丁目21-1
	19	市立小田中学校	西川1丁目11-1
	20	市立小田北中学校	神崎町24-1
	21	市立大成中学校	久々知西町2丁目8-48
	22	県立尼崎小田高等学校	長洲中通2丁目17-46
	23	県立尼崎工業高等学校	長洲中通1丁目13-1
		県立神崎工業高等学校	
24	市立地域総合センター神崎	神崎町14-22	

注1: 中央体育館(サンビック尼崎)が津波等一時避難場所として指定されています。

なお、大火災避難場所や上記以外の津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

地区	番号	名称	住所	
大庄	25	市立大庄小学校	大庄中通4丁目43	
	26	市立成文小学校	大島2丁目33-1	
	27	市立成徳小学校	蓬川町311	
	28	市立わかば西小学校	道意町6丁目6-3	
	29	市立大島小学校	稲葉荘2丁目10-7	
	30	市立浜田小学校	浜田町3丁目110	
	31	市立大庄中学校	菜切山町37-1	
	32	市立大庄北中学校	大庄北1丁目8-1	
	33	県立尼崎西高等学校	大島2丁目34-1	
	34	市立地域総合センター今北	西立花町3丁目14-1	
	立花	35	市立立花小学校	栗山町2丁目26-1
		36	市立立花南小学校	三反田町2丁目16-1
		37	市立立花西小学校	南武庫之荘3丁目14-9
		38	市立立花北小学校	栗山町2丁目6-1
39		市立名和小学校	名神町3丁目1-51	
40		市立塚口小学校	塚口町4丁目39-6	
41		市立尼崎北小学校	塚口町6丁目21-1	
42		市立水堂小学校	水堂町1丁目32-8	
43		市立七松小学校	南七松町1丁目4-49	
44		市立立花中学校	上ノ島町3丁目1-1	
45		市立塚口中学校	富松町4丁目31-1	
46		市立尼崎高等学校	上ノ島町1丁目38-1	
47		市立地域総合センター塚口	塚口本町2丁目28-11	
48		県立尼崎北高等学校	塚口町5丁目40-1	
49		市立立花公民館	塚口町3丁目39-7	
50		市立地域総合センター上ノ島本館	南塚口町8丁目7-25	
51		市立地域総合センター水堂本館	水堂町2丁目35-1	

指定避難場所一覧（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）<sup>47</sup>

地区	番号	名称	住所
武庫	52	市立武庫小学校	武庫元町2丁目25-34
	53	市立武庫南小学校	武庫町4丁目11-1
	54	市立武庫北小学校	常松2丁目14-1
	55	市立武庫東小学校	武庫之荘6丁目15-1
	56	市立武庫庄小学校	武庫之荘本町3丁目21-1
	57	市立武庫の里小学校	武庫の里1丁目4-1
	58	市立武庫中学校	武庫元町2丁目24-30
	59	市立南武庫之荘中学校	南武庫之荘4丁目11-1
	60	市立武庫東中学校	武庫之荘7丁目35-1
	61	市立常陽中学校	西昆陽1丁目26-26
	62	市立地域総合センター南武庫之荘	南武庫之荘11丁目6-15
	63	県立武庫荘総合高等学校	武庫之荘8丁目31-1
	園田	64	市立園田小学校
65		市立園田北小学校	猪名寺2丁目4-1
66		市立園和小学校	東園田町4丁目79
67		市立園和北小学校	田能1丁目7-1
68		市立園田東小学校	東園田町8丁目7
69		市立上坂部小学校	東塚口町1丁目15-36
70		市立小園小学校	若王寺3丁目23-1
71		市立園田南小学校	若王寺1丁目1-1
72		市立園田中学校	食満1丁目1-1
73		市立園田東中学校	東園田町5丁目80
74		市立小園中学校	小中島2丁目12-27
75		市立尼崎双星高等学校	口田中2丁目8-1
76		県立尼崎稲園高等学校	猪名寺3丁目1-1
77		市立園田地区会館	東園田町4丁目12-4
78		園田東会館	戸ノ内町3丁目27-1

なお、大火災避難場所や上記以外の津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

福祉避難所一覧

（※網掛けは、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
中央	1	総合老人福祉センター	東難波町4丁目9-25
	2	長安寮	東難波町4丁目9-27
	3	ほがらか苑	東本町4丁目103-11
小田	4	あまの里	下坂部3丁目2-40
	5	ゆめパラティース	下坂部3丁目3-1
	6	喜楽苑	長洲西通2丁目8-3
	7	アマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1
大庄	8	サンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1
	9	サンホーム大庄西	大島3丁目9-1
立花	10	ロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20
	11	身体障害者福祉センター(注2)	三反田町1丁目1-1
	12	たじかの園	三反田町1丁目1-1
	13	あこや学園	三反田町1丁目1-1
	14	身体障害者デイサービスセンター	七松町3丁目8-8
	15	立花あまの里	水堂町1丁目10-37
武庫	16	サンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16
	17	博寿苑	武庫元町2丁目23-15
園田	18	けま喜楽苑	食満2丁目22-1
	19	園田苑	小中島1丁目1-18
	20	春日苑	田能5丁目10-25

注2: 教育・障害福祉センターが津波等一時避難場所として指定されています。

※福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所で、基本的には最初から利用することはできません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは、指定避難場所へ避難してください。また、福祉避難所は要配慮者(災害時要援護者)が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。

各種樣式等資料

尼福第5880号  
平成28年8月8日

尼崎市長 稲村 和美  
(公印省略)

### 避難行動要支援者名簿の情報提供の同意確認について (お願い)

貴方様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、尼崎市では、地震や津波など大規模広域災害が発生した際の、高齢の方や障害のある方などの避難について、迅速に行えるよう、支援体制を整備しているところです。

しかしながら、いつどのように起こるかわからない災害に対して、皆様の安全な避難などを確保するためには、行政が行う「公助」だけで対応することは難しく、自分の身は自分で守るという「自助」と、地域にお住まいの方々の協力である「共助」の取り組みが非常に重要であると考えております。

そのため、災害対策基本法に基づき、平常時から、避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者である警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に提供し、災害時の避難支援などに活用する取り組みを行っております。

平常時から、避難支援等関係者へ情報を提供することについては、ご本人の同意が必要であるため、別添の説明書をお読みのうえ、裏面の同意確認書に同意の有無などを記入し、返信くださいますようお願いいたします。

なお、このたびの名簿情報の同意確認通知は、平成28年6月1日現在の住民基本台帳を基に送付しているため、6月1日以降に転居された方や、お亡くなりになられた方にも届いてしまう可能性がございますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。また、その際は、お手数をお掛けしますが、本通知を破棄いただくか、その旨を記載し、返信くださいますようお願いいたします。

皆様方には、大変お手数をおかけいたしますが、平成28年9月30日（金）までにご投函いただきますようお願いいたします。

※ご本人による記入が難しい場合は、ご家族などの協力をいただき、記入いただきますようお願いいたします。

※記入いただいた同意確認書は、同封しております「返信用封筒」にて、返信ください。

なお、切手は不要です。

以上

#### 【お問い合わせ先】

尼崎市 健康福祉局 福祉課 地域福祉推進担当  
電話：06-6489-6348 / F A X : 06-6489-6329

## 避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書

尼崎市長 様

フリガナ					
氏名					
生年月日	年	月	日	性別	男・女
住所	尼崎市				
避難支援等を必要とする事由	「介護保険制度の要介護状態区分」、「身体障害者手帳の等級及び障害部位」、「療育手帳の判定」、「精神障害者保健福祉手帳の等級」、「難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）の該当」、「65歳以上のみ世帯（住民票上の世帯）」の情報は、市で把握しているものを情報提供し、毎年度更新いたします。その他特記事項がありましたら、ご記入ください。 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; margin-top: 5px;"></div>				
電話番号		ファックス番号			
携帯電話番号		メールアドレス			

避難行動要支援者は、避難支援等関係者である警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由、連絡先等）を、尼崎市が定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します  
 理解した上で、同意しません

必ずどちらか一方に、「✓」を入れてください

同意確認書を書いた日付の記入と、**ご本人の署名**をお願いします

平成 年 月 日 （本人署名）氏名 \_\_\_\_\_

ご本人が署名できない場合は、次の項目もご記入ください

（代理人署名）氏名 \_\_\_\_\_ 本人と代理人の関係 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※今後、支援が必要な状態を確認するため、避難支援等関係者が訪問する場合がございますので、ご協力ください。なお、その際にもお金の振込みなどを求めることはありませんので、不審な点がございましたら、尼崎市までお問い合わせください。

# 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する説明書

避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりなどに活用する取り組みを行います。本説明書をお読みいただき、避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書（以下「同意確認書」という。）のご提出をお願いします。

## 対象となる方について

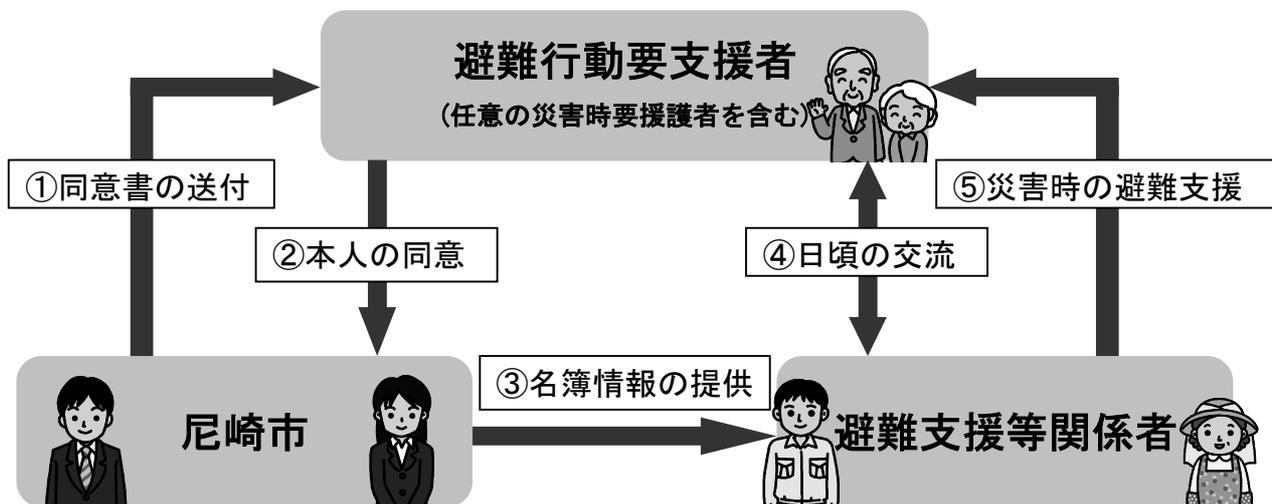
この名簿情報の同意確認通知は、災害発生時に自ら避難することが困難であって、安全な場所へ避難するなどの行動に特に支援を要する方である、**避難行動要支援者**にお送りしています。

## 避難行動要支援者

介護保険制度の要介護認定者(要介護3以上)
身体障害者手帳を所持する者(1, 2級)
療育手帳を所持する者(療育手帳A)
精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)
難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)
上記以外で特に配慮を要する者

## 避難支援の仕組みについて

平常時から、名簿情報の提供に同意された方の情報を、避難支援等関係者である警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に提供し、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりなどに使用します。



## 身近な地域とのつながりについて

災害時の避難支援だけでなく、様々な地域の課題を解決するためには、地域コミュニティにおける活動の活性化が欠かせません。身近な地域に関心を持ち、互いにくらしやすい地域づくりを進めるため、町内会・自治会などの市民活動団体への参画をお願いします。

（裏面もご覧ください）

## 詐欺等にご注意ください！

本事業の手続きにあたり、尼崎市から申請料などのお金の振込みを求めることや、A T M（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

## よくある質問と回答（FAQ）

### 質問 情報の提供に同意した場合、必ず助けてもらえるのですか？

**回答** 災害時の避難行動の支援は、地域の「共助」の精神を基礎にして成り立っています。避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、避難支援者の被災状況により支援が困難な状況も考えられるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。

しかしながら、名簿情報の提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まり、少しでも災害時の被害を減らすことができるため、ご理解とご協力をお願いします。

### 質問 どのような情報が支援者に提供されるのですか？

**回答** 避難支援等関係者に提供される情報は、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号などの連絡先」「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」です。

### 質問 情報が提供される避難支援等関係者とはどのような方々ですか？

**回答** 避難支援等関係者とは、警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）であり、趣旨に賛同し協力していただける企業や社会福祉協議会に属していない町内会についても想定しています。なお、情報が提供される避難支援等関係者を選択することはできません。

### 質問 個人情報が入り漏れすることはありますか？

**回答** 名簿情報については、担当する地域の支援者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。また、支援者に対し、守秘義務が課せられていることの説明を行い、個人情報の適正管理を図ります。

### 質問 名簿情報の提供に同意しないと、助けてもらえないのですか？

**回答** 災害対策基本法に基づき、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者その他の者に名簿情報を提供し、支援を行うよう協力を求めます。

## その他の質問について

お分かりにならないことやご質問がありましたら、お問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

尼崎市 健康福祉局 福祉課 地域福祉推進担当  
電 話：06-6489-6348 / F A X：06-6489-6329

## 避難行動要支援者の名簿情報の提供の流れ

### ① 名簿情報の提供に関する問い合わせ

- ・ 尼崎市 健康福祉局 福祉部 福祉課が問い合わせ窓口となります。

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁中館 3 階

電話 : 06-6489-6348 / FAX : 06-6489-6329

### ② 名簿情報の提供範囲の決定

- ・ 福祉課と、社会福祉連絡協議会等の方との間で打ち合わせを行い、名簿情報の提供を受ける地域の範囲を決定します。
- ・ 福祉課では、提供する地域の避難行動要支援者を抽出して、提供する名簿情報を作成します。  
(連絡協議会ごと、単位福祉協会ごとなど)



### ③ 個人情報の取扱いに関する説明

- ・ 代表の方に、個人情報の取扱いに関する説明を受けていただいた後、ご用意していただく書類をお渡しします。



名簿情報の提供までにご用意していただく書類

- ・ 「避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書」
- ・ 「避難行動要支援者名簿情報取扱者届出書」
- ※ 名簿情報を取扱う者の住所・氏名・連絡先を、全員分記載していただきます。

### ④ 名簿情報の提供

- ・ 福祉課は、名簿情報を取扱う者の人数分の名簿情報を提供します。
- ・ 代表の方には、ご用意していただいた書類を提出していただきます。



区分 連番	ヨミガナ 氏名	住所 方書	年齢 性別	生年月日 電話番号	携帯電話番 ファックス番	身障 療育	部位1 部位2	精神障害 要介護度	難病 高齢名簿	母児 世帯	備考
新規 10001	アマガサキ タロウ 尼崎 太郎	尼崎市東七松町1丁目●●番地 ▲▲マンション301号室	110 男	1900.01.01 0664896348	09012345678 0664896329	1級	視覚障害 視覚	1級	該当	妊婦	
継続 10002			女			2級	視力 視野	2級		産婦	
変更 10003						3級	聴覚平衡 聴覚	3級		乳幼児	
転居 10004						4級	平衡機能 音声言語	要支援1		高齢独	
10005						5級	音声言語 そしゃく	要支援2		高齢同	
10006						6級	言語 肢体不自	要介護1			
10007						不明	上肢 下肢	要介護2			
10008						A		要介護3			
10009						B1		要介護4			
10010						B2		要介護5			
10011											
10012											
10013											
10014											
10015											
10016											
10017											
10018											

## 避難行動要支援者台帳 個票 (案)

対象者番号：012345789

No.1

地域名： 尼 崎

地区（社会福祉連絡協議会）

データ作成日 平成28年1月1日

## (基本情報)

氏名	ヨミガナ	性別	年齢	生年月日	住所		
尼崎 太郎	ニガキ タロウ	男	110	年 月 日	尼崎市東七松町1丁目●●番地 ▲▲マンション301号室		
介護	障害			難病	個人情報提供の同	備考	
要介護度	身体障害者手帳等級	障害を有する部位	療育手帳等級	精神障害者保健福祉手帳等級	病名	○	本人電話番号(自宅)
要介護5	1級	下肢	A	1級			本人電話番号(携帯)

## (把握情報)

身体の状況							
杖歩行 歩行器	車椅子	寝たきり	認知症	全く見えない	ほとんど 見えない	全く聞こえない	ほとんど 聞こえない
		○	○				

同居親族	同居親族の続柄
有・無	—
近隣親族 (100m以内)	近隣親族の続柄
有・無	子

住宅の状況							
戸建	集合住宅	木造	鉄骨	(本人居住部分)		EV	外階段
				1階	2階以上		
	○		○		○	有・無	有・無

支援の程度				
3~4人の手助けを要する (A)	1~2人の手助けを要する (B)	声かけのみ必要 (C)	1人で逃げられる (D)	他者の避難を手伝える (E)
○				

緊急連絡先			
氏名	続柄	電話番号	住所
〇〇 〇〇	子	06-XXXXX-XXXXX 090-XXXXX-XXXXX X	尼崎市東七松町1丁目●●番地 ▲▲マンション401号室
〇〇 〇〇	子	06-XXXXX-XXXXX 090-XXXXX-XXXXX X	尼崎市東七松町1丁目●●番地 ▲▲マンション401号室
〇〇 〇〇	子	06-XXXXX-XXXXX 090-XXXXX-XXXXX X	尼崎市東七松町1丁目●●番地 ▲▲マンション401号室

特記事項
・5階建てマンションの3階に居住。 ・同じマンションの4階に娘夫婦（2人家族）が居住。 ・非常時にEVが動けば、1~2人で対応可能。 ・毎週、月・水・金曜日は、〇〇デイサービスを利用。 ・ケアマネジャー（〇〇さん） 〇〇居宅介護支援事業所（TEL 6489-XXXX）

平成 年 月 日

尼崎市 市長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書

当会は、別表に定める地域の避難行動要支援者名簿情報の受領に関し、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」の趣旨を理解するとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、次のとおり取扱うことを確認します。

- ①避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための体制づくりに利用し、その目的以外で利用しないこと
- ②名簿情報が漏えい、滅失又はき損される等の事故（以下「事故」という。）を防止すること
- ③名簿情報を取扱う者を尼崎市に届け出し、それ以外の第三者に名簿情報を提供しないこと
- ④名簿情報を複写又は複製しないこと
- ⑤名簿情報の更新は、既に提供を受けた個人情報を含む文書及び電磁的記録に係る記録媒体との交換等により行うこと
- ⑥事故が発生したときは、直ちに尼崎市へ報告すること
- ⑦個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を深く認識し、名簿情報を取扱う者に周知すること
- ⑧個人情報の管理・取扱状況について尼崎市から報告及び調査の求めがあった場合は協力すること

また、更新に伴って受領する避難行動要支援者名簿情報についても同様の扱いとします。

以 上



平成 年 月 日

尼崎市 長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

### 避難行動要支援者名簿情報取扱者届出書

避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書の規定により、避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を次のとおり届け出ます。

文 書 取 扱 者		
1	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
2	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
3	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
4	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
5	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

文 書 取 扱 者		
6	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
7	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
8	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
9	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
10	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

電 磁 的 記 録 取 扱 者		
1	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

以 上

高齢者等見守り安心事業 見守り実施地区一覧表【H22～H28】 H29.2.28現在

支部分名	H23年度末時点実施地区			H24年度実施地区			H25年度実施地区			H26年度実施地区			H27年度実施地区			H28年度実施地区			実施地区合計
	16地区	連協名	委嘱年月日	7地区	連協名	委嘱年月日	9地区	連協名	委嘱年月日	3地区	連協名	委嘱年月日	4地区	連協名	委嘱年月日	2地区	連協名	委嘱年月日	41地区
中央	3	西難波北	H23. 3. 24	1	中難波	H24. 9. 30	1	北竹谷	H25. 10. 7	0			1	開明	H27. 6. 18	0			6
		繁栄	H23. 9. 22																
		立花GH	H24. 1. 30																
小田	2	左門殿	H22. 8. 6	1	潮江	H25. 1. 25	1	長洲	H25. 7. 3	0			1	神崎	H27. 8. 29	0			5
		金楽寺	H23. 12. 26																
大庄	5	浜田	H23. 9. 30	4	芋	H24. 11. 13	2	東	H25. 4. 1	2	元浜	H26. 11. 24	1	武庫川	H27. 7. 10	1	蓬川	H29. 1. 13	15
		崇徳院	H24. 2. 27		道意	H25. 2. 23		稲葉荘	H26. 1. 18		今北	H26. 12. 18							
		大庄中央	H24. 2. 25		大庄西	H25. 3. 18													
		西立花	H24. 2. 28		東大島	H25. 3. 21													
		西大島	H24. 2. 3																
立花	3	富松	H23. 10. 26	0			1	塚口西	H25. 10. 11	0			0			0			4
		生島西	H23. 9. 3																
		塚口本町	H24. 2. 6																
武庫	1	PT西武庫	H22. 10. 4	0			2	武庫第2	H25. 9. 4	0			0			1	武庫第8	H28. 10. 3	4
								武庫第11	H25. 9. 20										
園田	2	戸ノ内北	H23. 1. 25	1	園田南	H24. 9. 14	2	園田北	H25. 4. 12	1	若王寺	H26. 10. 29	1	御園	H27. 12. 8	0			7
		小中島	H24. 2. 7																

※1 ・・・H28年時点の各支部社協の支部長所属連協

※2 ・・・H28年時点の各地区民児協会長の所属連協

# 尼崎市 避難行動要支援者名簿 情報提供同意者数 地区別一覧表

平成28年12月1日時点

	世帯数	人口	要配慮者 (災害時要援護者)	避難行動要支援者	情報提供同意者	同意率
<b>全市</b>	228,229	463,662	133,006	95,700	52,613	55.0%
(内浸水域)	(60,059)	(115,149)	(35,430)	(26,692)	(14,538)	(54.5%)
<b>中央</b>	28,741	53,737	16,072	12,367	6,652	53.8%
(内浸水域)	(25,867)	(47,573)	(14,154)	(10,895)	(5,836)	(53.6%)
<b>小田</b>	37,684	75,921	23,038	16,622	9,251	55.7%
(内浸水域)	(24,566)	(48,934)	(15,133)	(11,123)	(6,197)	(55.7%)
<b>大庄</b>	27,371	54,784	17,320	13,234	7,351	55.5%
(内浸水域)	(5,957)	(11,494)	(3,786)	(2,859)	(1,579)	(55.2%)
<b>立花</b>	53,406	108,888	30,460	21,799	11,868	54.4%
(内浸水域)	(252)	(551)	(172)	(119)	(57)	(47.9%)
<b>武庫</b>	36,218	77,155	21,297	14,754	8,351	56.6%
(内浸水域)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
<b>園田</b>	44,809	93,177	24,819	16,924	9,140	54.0%
(内浸水域)	(3,417)	(6,597)	(2,185)	(1,696)	(869)	(51.2%)

※各地区の範囲については、社協支部基準ではなく、行政区域によるものです。

※世帯数及び人口については、平成28年4月1日時点の住民基本台帳登録者数の合計であり、推計人口とは異なります。

※浸水域は、南海トラフ巨大地震に伴う津波による浸水想定区域の居住者(住民基本台帳登録者)数です。